



三芳町健康づくり推進計画

令和元年度～令和10年度



令和元年10月

三 芳 町

はじめに

WHO 憲章では「健康」について、「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と定義しています。

しかし「健康づくり」や「健康長寿」といった、健康に関わる言葉が私たちの身近になるにつれ、さまざまな概念が示されるようになりました。例えば、個人や小集団を対象として食生活や運動（身体活動）などの生活習慣を改善し、肥満や生活習慣病などを予防するという狭義な捉え方と、単に個人に対する働きかけだけでなく、社会コミュニティ・自然環境・経済など幅広い領域からのアプローチが重要であるとされる広義な捉え方があります。これら全てが健康に影響を及ぼすことも事実ではありますが、時代や視点のあて方によって住民一人ひとりの捉え方が異なるのも事実です。

そこで町では、住民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくりの実現を目指すことへの決意表明として、平成26年10月に「三芳町健康づくり推進条例」を施行しました。そしてこの条例に基づき、健康づくりをすすめるための道しるべとして本計画を策定いたしました。

健康づくりは未来に向けた投資ともいわれています。今後は、健康づくりの設計図である本計画について、住民の皆様と知恵を出し合いながら具体的な事業を実施してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました住民の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました健康づくり推進会議の皆様、並びに関係各位に対しまして心から厚く御礼を申し上げますと共に、今後とも計画の実現に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年10月

三芳町長 林 伊佐雄

目次

1	計画の考え方	1
1)	計画の目的	1
2)	基本理念	2
(1)	基本理念の考え方	2
(2)	基本理念の内容	3
3)	基本理念の実現に向けた3つの視点	4
(1)	3つの視点	4
(2)	視点の考え方	5
4)	柱となる健康づくり施策	8
(1)	6つの重点施策	8
(2)	その他の施策	8
5)	視点を基にした取り組み	9
6)	全体構成のイメージ図	10
(1)	重点施策とその他の施策	10
(2)	3つの視点と視点を基にした取り組み、そして施策	10
(3)	地域に広がる健康づくり施策	11
7)	計画の位置づけ	12
(1)	計画の位置づけ	12
(2)	計画の期間	13
2	評価指標とめざす目標	14
1)	評価指標の設定	14
2)	評価指標の考え方	14
3)	施策のめざす目標	14
4)	計画全体に対する評価指標と目標値	15
3	6つの重点施策	16
I	世代に応じた食育の推進（第3次三芳町食育推進計画）	16
(1)	現状と課題	16
(2)	施策と主な取り組み	16
(3)	評価指標とめざす目標値	19
II	生活習慣病対策の推進	20
(1)	現状と課題	20
(2)	施策と主な取り組み	20
(3)	評価指標とめざす目標値	22
III	総合的ながん（悪性新生物）対策の推進	23

(1)	現状と課題	23
(2)	施策と主な取り組み	23
(3)	評価指標とめざす目標値	25
IV	歯科口腔（くう）保健対策の推進	26
(1)	現状と課題	26
(2)	施策と主な取り組み	26
(3)	評価指標とめざす目標値	28
V	こころの健康づくり	29
(1)	現状と課題	29
(2)	施策と主な取り組み	29
(3)	評価指標とめざす目標値	31
VI	親と子の健康づくり	32
(1)	現状と課題	32
(2)	施策と主な取り組み	32
(3)	評価指標とめざす目標値	35
4	その他の施策	36
VII	感染症予防対策の推進	36
(1)	現状と課題	36
(2)	施策と主な取り組み	36
(3)	評価指標とめざす目標値	37
VIII	健康長寿の推進	38
(1)	現状と課題	38
(2)	施策と主な取り組み	38
IX	健康危機管理の向上	40
(1)	現状と課題	40
(2)	施策と主な取り組み	40
X	その他（たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進）	42
(1)	現状と課題	42
(2)	施策と主な取り組み	42
(3)	評価指標とめざす目標値	44
5	計画の推進と評価	45
1)	施策の推進体制	45
2)	計画の進捗管理と評価	45
6	資料編	46
1)	三芳町独自の特徴ある健康づくり	46
2)	三芳町の概要	47

(1)	人口の状況	47
(2)	高齢化率の推移	48
(3)	平均寿命と65歳健康寿命	49
(4)	死因や疾病に関する状況	50
(5)	特定健康診査等の状況	51
(6)	がん検診の状況	53
(7)	歯科保健の状況	53
(8)	要介護・要支援認定者の状況	54
(9)	医療費の状況	55
3)	健康づくり等に関する調査	57
(1)	調査の概要	57
(2)	調査結果	58
4)	三芳町健康づくり推進条例制定の経過	71
(1)	三芳町健康づくり推進条例検討委員会設置要綱	71
(2)	三芳町健康づくり推進条例検討委員名簿	72
(3)	条例制定の経過	72
(4)	三芳町健康づくり推進条例	73
5)	計画策定の経過	76
(1)	三芳町健康づくり推進会議委員名簿	76
(2)	計画策定の経過	77
6)	評価指標と目標値に関する出典・現状値等	77
(1)	計画全体に対する評価指標と目標値	77
(2)	6つの重点施策	78
(3)	その他の施策	80
7)	関係法規	81
(1)	食育基本法	81
(2)	健康増進法	85
(3)	がん対策基本法	100
(4)	歯科口腔保健の推進に関する法律	104
(5)	自殺対策基本法	105
(6)	母子保健法	108

1 計画の考え方

1) 計画の目的

健康は、単に病気がないということではなく、毎日を自分らしく生き生きと暮らすための大切な財産です。そして健康であるということは、住民一人ひとりの願いでもあります。このようなことから、町では保健師・管理栄養士等の専門職の配置を推進し、関係法規に基づき様々な事業を実施してきました。具体的に生活習慣病対策では、健康診断やがん検診などの健（検）診体制の整備、健康相談・健康教育の充実により、住民一人ひとりが健康状態を知り、生活習慣を改善する取り組みを推進してきました。母子保健対策では、妊娠中からの健診体制の整備、出生後の家庭訪問の強化、乳幼児健診・育児相談の充実を図ってきました。また感染症対策では、乳幼児予防接種をはじめ、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌のワクチン接種を推進することで、病気に対する抵抗力（免疫）を高め、病気の予防を推奨してきました。さらに医師会や埼玉県の協力を得ながら夜間や休日に感染症に罹患しても、休日急患診療所や小児時間外救急診療所など、地域医療の充実を推進してきました。

しかし、健康に影響を与える要因が複雑かつ多様化したことにより増え続ける生活習慣病、急速に進展する少子高齢化社会への対応等といった解決しなければならない課題は増え続け、いわゆる健康づくりに関連するさまざまな法律の施行により法的基盤が整備され、自治体における健康づくりの取り組みが一層期待されています。

そこで、町は住民の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、町、住民、地域団体及び事業者の役割を明らかにするために、平成26年10月「三芳町健康づくり推進条例」を施行しました。この条例には、住民の健康づくりを社会全体で支えるために、住民と町と一緒に健康で生き生きと暮らせる仕組みづくりに取り組むことを明記しています。

このようなことから、健康づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に推進するために、住民の健康にかかわる課題や不安を把握しつつ、住民がかかえる様々な健康課題の解決を目的に本計画を策定しました。

2) 基本理念

(1) 基本理念の考え方

町では、健康づくりを推進するための基本的な事項を定めた「三芳町健康づくり推進条例」を平成26年10月に施行しました。この条例第1条には、目的として「住民が生涯にわたり健やかで充実して暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を掲げています。そしてこの計画は条例第13条にある、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定することとしている「健康づくりの推進に関する計画」です。

これらより本計画の基本理念は、条例の目的を定めることとしました。

基本理念

住民が生涯にわたり健やかで

充実して暮らすことができる

活力ある地域社会の実現

(2) 基本理念の内容

“住民が”とは

性別や国籍の違い、病気や障害などのありなしにかかわらず、全ての住民を指します。

“生涯にわたり”

誕生から最期までの期間を指します

“健やかで”

病気のない状態だけでなく、自身の状態に応じて生活できている、身体的、精神的、そして社会的に良好な状態を意味します。

“充実して暮らすことができる”

自分の生活環境において、生きがいを持ち、地域や家庭での自分の役割をみいだしながら、生き生きと毎日を暮らしていることを意味します。

“活力ある地域社会の実現”

住民が健康の認識や行動を高めていくために必要な社会の構造を、町、住民、地域団体及び事業者が一緒になって仕組みづくりに取り組み、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを意味します。

3) 基本理念の実現に向けた3つの視点

(1) 3つの視点

この計画に定めた基本理念を実現するためには、住民、地域団体、事業者及び町が役割を果しつつ、連携と協働のもと推進することが不可欠であります。このことからそれぞれが推進していくために、より具体的な条件や必要不可欠な条件を3つの視点として定め「自助」「共助」「公助」に焦点をあてています。

これは近年、災害での被害を最小限に抑えるための防災や高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」で取り入れられている考え方です。

ここでの自助とは「住民一人ひとりが健康な生活を送るために行動したり役割を果したりすること」を、共助とは「近隣の方々どうしや様々な住民活動など、住民が地域づくりに協力・協働すること」を、公助とは「法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスなど」を意味します。

これらをふまえ、町はさまざまな健康づくり施策や事業を、住民、地域団体及び事業者と協力して実施することが求められています。

❖ 視点1（自助）

住民一人ひとりが健康に関する理解を深め、自分自身の生活にあった健康づくりの実現に向け積極的に取り組んでいる。

❖ 視点2（共助）

住み慣れた地域社会のなかで、健康づくりに関する活動に意欲的に取り組み、健やかな（元気な）毎日を過ごしている。

❖ 視点3（公助）

安全で安心できる生活環境が継続され、住民が生き生きと暮らし続けるために、関係機関が連携し取り組んでいる。

(2) 視点の考え方

❖ 視点1（自助）

住民一人ひとりが健康に関する理解を深め、自分自身の生活にあった健康づくりの実現に向け積極的に取り組んでいる。

○ 視点1の考え方

住民のライフスタイルの多様化にともない、社会の状況は急激に変化しています。このようななか、健やかな生活を継続させ生活の質を充実するためには、まず住民一人ひとりが健康づくりの認識を高め、実践することが重要となります。健康づくりの根幹でもある「自助の努力」を視点の1番目としました。

○ 視点1のキーワード

“健康づくりに関する理解”

住民一人ひとりが、普段から体調の変化への意識や、健康診断の結果などをもとに、心身の健康状態の保持・増進に向けた予防や改善の取り組みを理解することを意味します。

“自分自身の生活にあった健康づくり”

健康に関する価値観は一人ひとり異なることから、たとえ病気や障害があっても、自分自身の生活のために、自分なりの健康づくりに取り組むことを意味します。

❖ 視点2（共助）

住み慣れた地域社会のなかで、健康づくりに関する活動に意欲的に取り組み、健やかな毎日を過ごしている。

○ 視点2の考え方

近年、急速な少子高齢化、家族構造の変化により、健康づくりにおいても個人の意識や努力だけでは行動の継続ができないことが数多くあります。これは様々な支援の要望が増加していることから明らかです。このような状況のなか、住民同士が支え合い、支援する活動が必要となっています。住み慣れた地域で、自分が支援を受けながらも、自分にできる支援活動に参加するなど、状態に応じた社会参加・社会的役割をもつことで生きがいにつながります。

住民それぞれの生活圏のなかで、安心できる地域社会を形成しながら、地域での役割をもつことで、明るく楽しく生活できる「共助」の考え方を視点の2番目としました。

○ 視点2のキーワード

“健康づくりに関する活動”

声かけやふれあい、助け合い活動を通じて、人と人が地域でつながり、自分だけでなく相手も心や身体が生き生きとした毎日を過ごすことを意味します。

“健やかな毎日”

充実感を得ながら、毎日明るく楽しく生活することを意味します。

（暮らしの満足度（幸福度））

❖ 視点3（公助）

安全で安心できる生活環境が継続され、住民が生き生きと暮らし続けるために、関係機関が連携し取り組んでいる。

○ 視点3の考え方

毎日の生活が安全で、安心して暮らせることは皆の願いでもあります。しかし個人や地域の方だけで対応できることには限界があります。また安全で安心な生活環境は、いまの時代にとどまらず、将来にわたり継続的に保証されなければなりません。これらの実現には、住民、地域団体、事業者、行政がそれぞれの役割を果しながら連携し取り組む必要がある「公助」の考え方を視点の3番目としました。

○ 視点3のキーワード

“安全で安心できる生活環境が継続され”

個人や地域の方で対応が困難なことに公的な支援をおこなうことで、住民の不安が軽減され、視点2で示した“健やかな（元気な）毎日”を、いまの時代にとどまらず、将来にわたり継続的に過ごせることを意味します。

“生き生きと暮らし続けるために”

基本理念と同様に、自分の生活環境において、生きがいを持ち、地域や家庭での自分の役割を果たしながら、毎日を暮らしていることを意味します。

4) 柱となる健康づくり施策

三芳町健康づくり推進条例に掲げられている施策を、6つの重点施策として位置付けました。また社会全体にとって大きな影響を及ぼしている健康課題や、住民の健康に影響を与える疾病状態の解決をはかるため、その他の施策を具体的な健康づくり施策として位置付けました。

(1) 6つの重点施策

- I. 世代に応じた食育の推進
- II. 生活習慣病対策の推進
- III. 総合的ながん対策の推進
- IV. 歯科口腔（くう）保健対策の推進
- V. こころの健康づくり
- VI. 親と子の健康づくり

(2) その他の施策

- VII. 感染症予防対策の推進
- VIII. 健康長寿の推進
- IX. 健康危機管理の向上
- X. その他の施策

5) 視点を基にした取り組み

基本理念の実現に向け「自助」「共助」「公助」に焦点をあてた3つの視点を掲げています。この視点と柱とする健康づくり施策の実施にあたっては、ここに示した取り組み方法に基づき推進していきます。

取り組み① 住民の理解と積極的な取り組み

〔説明〕

住民一人ひとりが、普段から健康状態や体調の変化に気づき、健康の保持・増進のためにすべき生活や改善の方法を理解し、それらを積極的かつ主体的に取り組んでいくことが重要です。また、それらの取り組みが生涯にわたり継続されることが必要です。

取り組み② 地域参加と協働を目指した取り組み

〔説明〕

一人ひとりが健康づくりを実践するなかで、生活を営む地域において、各々の能力や技術、積み重ねた経験を発揮させる活動を通じて、地域活動に参加したりなど社会的役割をもてることが重要です。これらは、「生きがい」というモチベーションを与え、かつ地域にその役割を持ち続けられる者同士が支え合える関係を構築し展開していくことができます。またこれらの関係だけでは解決できない課題を、地域住民、地域団体及び事業者など地域社会を構成する多様な主体が参画し、様々な力をあわせて解決できる共助の形成も必要不可欠です。

取り組み③ 安全で安心な生活環境を目指した取り組み

〔説明〕

食や生活環境への不安など、安全だけでは捉えきれない健康課題が生じています。安全で安心な生活環境が継続されることは、住みよい地域の基本となります。そのために、行政が主体となって住民や地域団体及び事業者などと連携し取り組む必要があります。

取り組み④ 科学的根拠に基づいた取り組み

〔説明〕

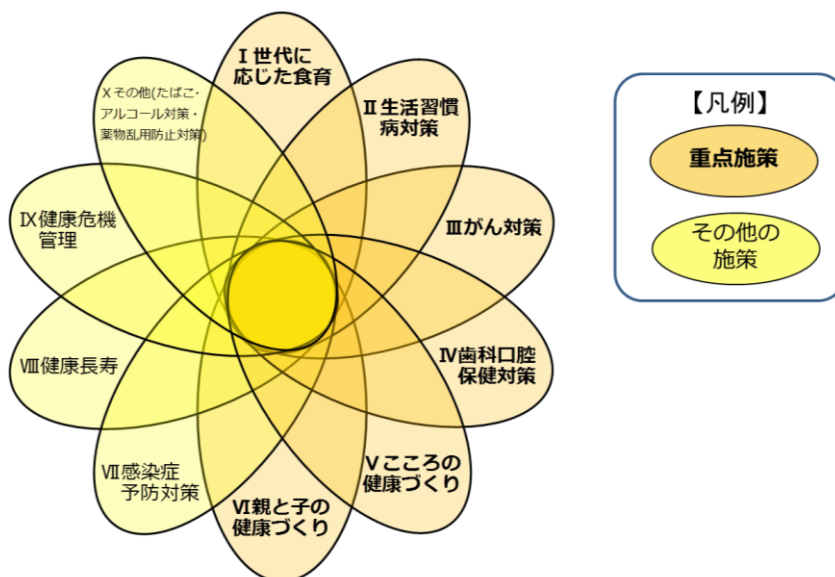
より効果的に健康づくりを推進するには、住民の健康状態や地域の実態を調査分析したうえで、適正に評価しながら実施する必要があります。各種健（検）診データや事業データなどを分析し科学的な根拠に基づき施策を展開するものです。

6) 全体構成のイメージ図

本計画に定めた基本理念の実現に向けた3つの視点、柱となる健康づくり施策、視点を基にした取り組みの全体構成のイメージを図として示しました。

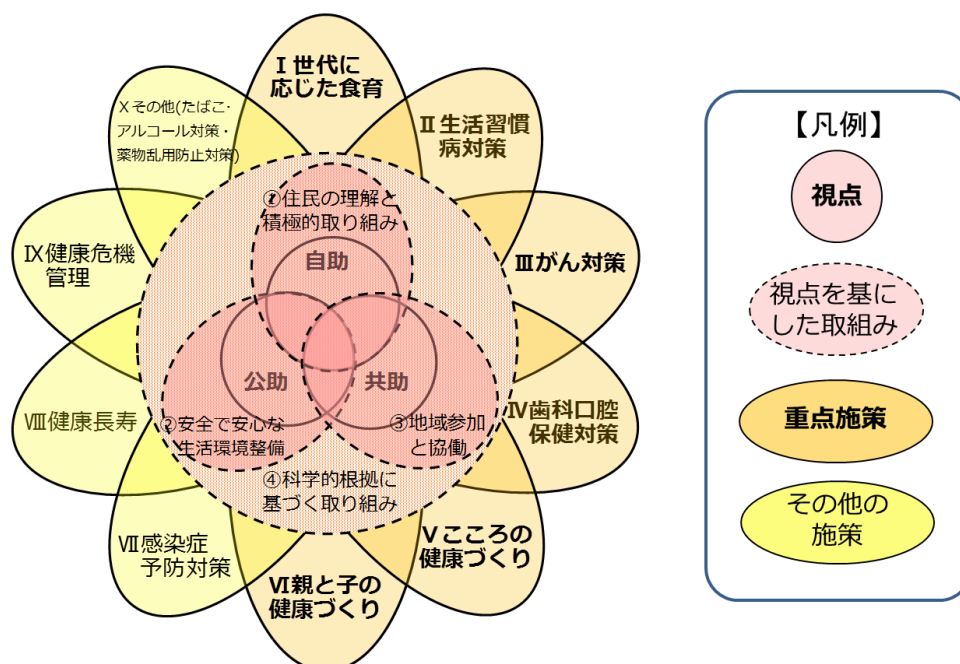
(1) 重点施策とその他の施策

6つの重点施策と4つのその他の施策はそれぞれが独立しているものではなく、関連していることを、三芳町の「花」である「きく」をもとに表しています。



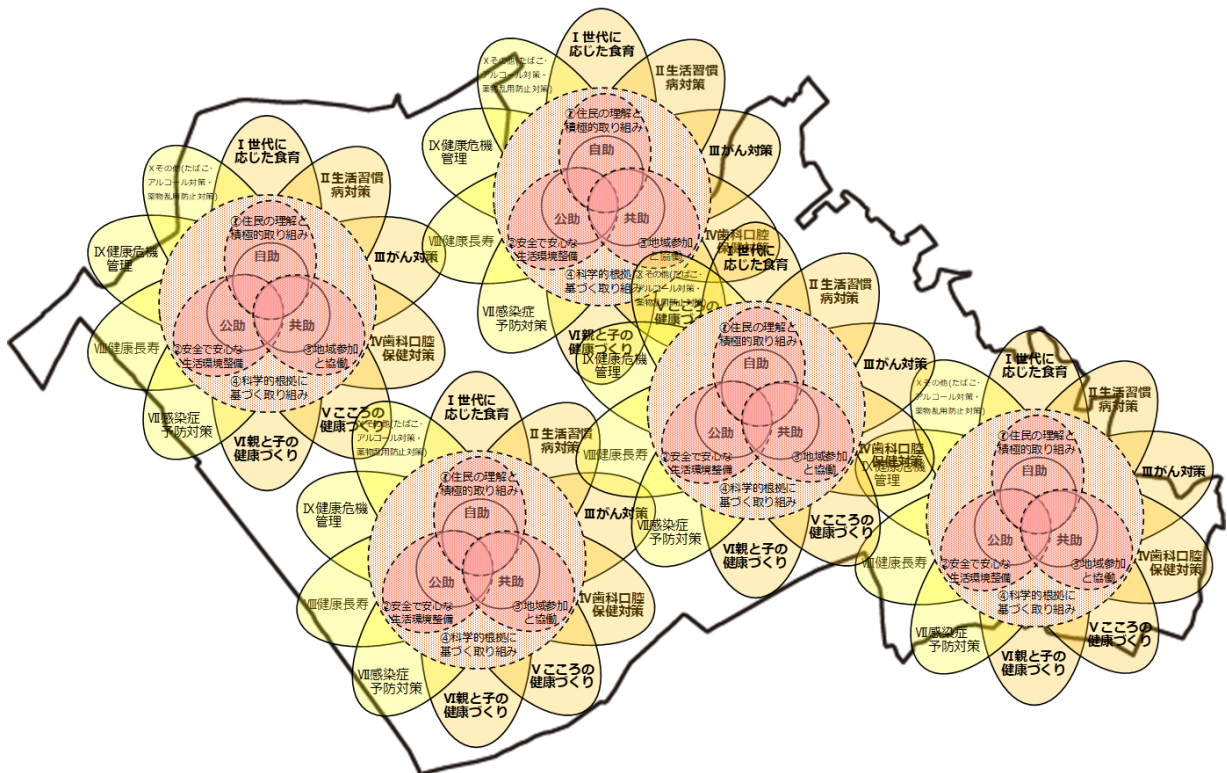
(2) 3つの視点と視点を基にした取り組み、そして施策

10の施策はすべて、3つの視点と、視点を基にした4つの取り組みによって展開されていることを表しています。視点を基にした4つの取り組み①から④は3つの視点にそれぞれ対応しており、④は取り組み①から③のすべてに関わることを表しています。



(3) 地域に広がる健康づくり施策

町全域で取り組むことによって基本理念が実現することを表しています。地区の特性に応じて地区ごとに施策を展開し、町全域で花が咲いている状態を基本理念が実現された状態として表しました。地区によって健康課題の重みに違いがあることから、本来は地区ごとに花卉の大きさが変わることになりますが、ここでは概念モデルとして同じ大きさで表しました。



7) 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

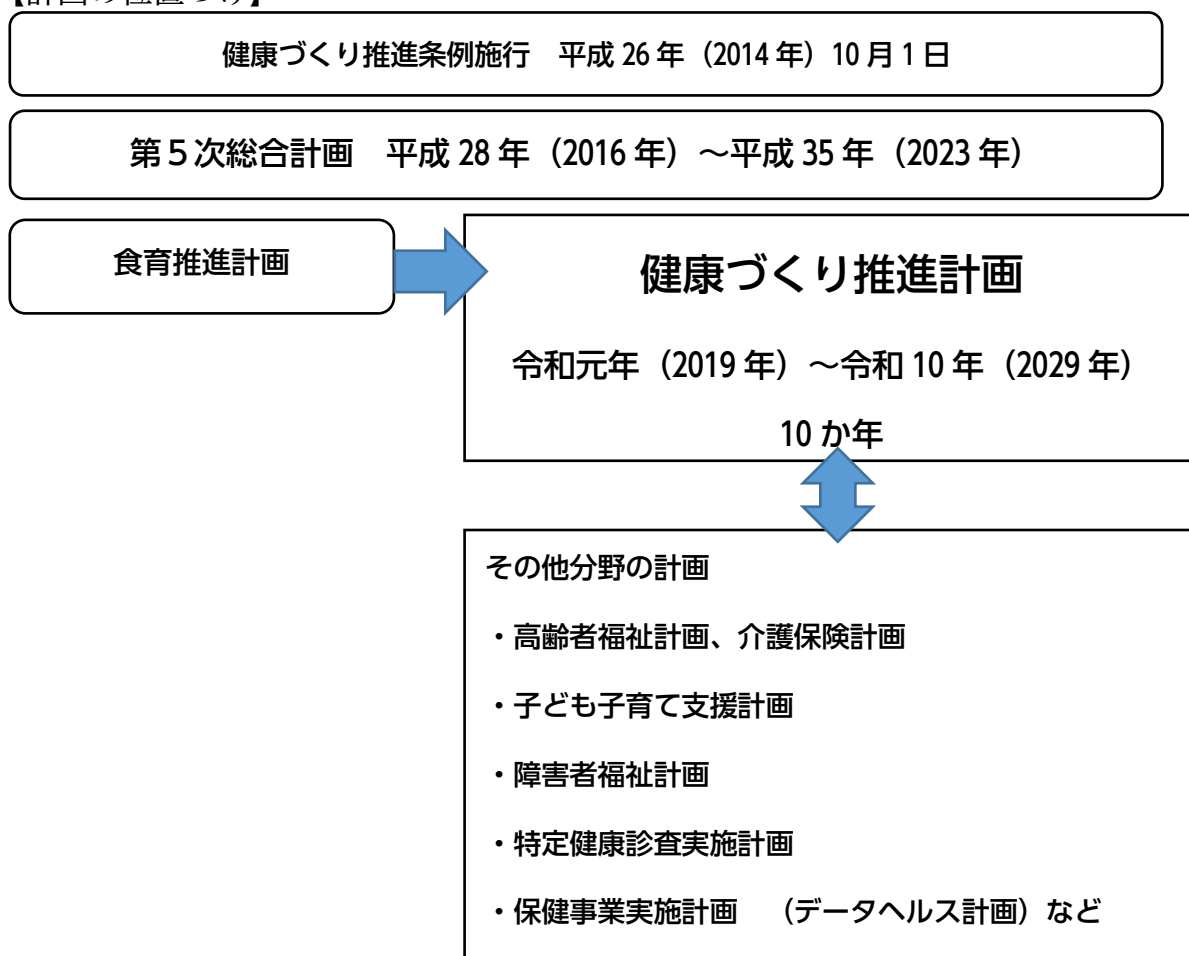
本計画は、三芳町健康づくり推進条例第13条に定める「健康づくり推進計画」として、町の総合計画である「三芳町第5次総合計画」（2016（平成28）年度から2023（平成35）年度）の趣旨に沿い、各分野の計画と調和をはかり位置づけています。

また下記の法規に位置づけられている計画を併せ持つものです。

- 健康増進法第8条 市町村健康増進計画（世代に応じた食育の推進）
- 食育基本法第18条 市町村食育推進計画
- 自殺対策基本法第13条 市町村自殺対策計画（こころの健康づくり）

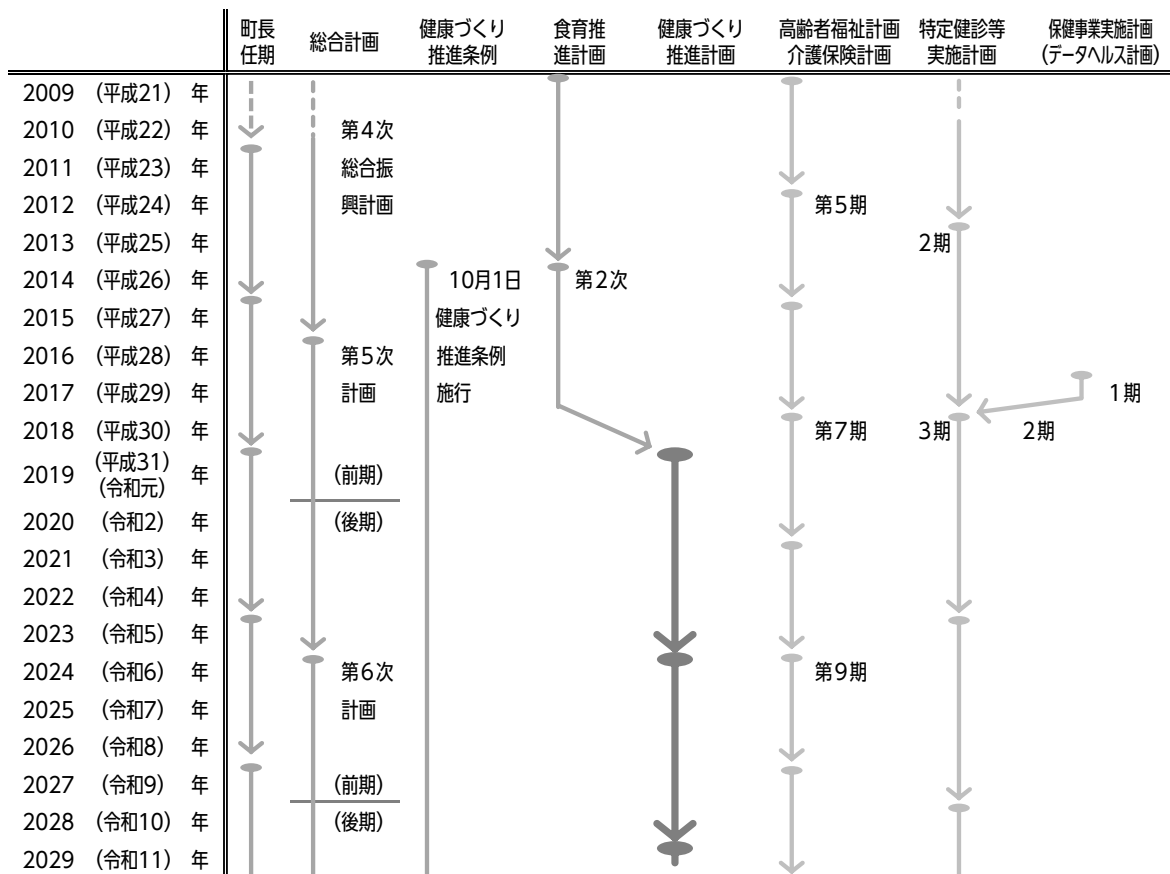
※ 第3次三芳町食育推進計画は本計画に統合します

【計画の位置づけ】



(2) 計画の期間

計画期間は10年間とし5年を目途に中間評価を実施し改訂を行う予定です。また社会情勢の変化や総合計画の改訂により、本計画に改訂等の必要が生じた場合は適宜行うものとします。



2 評価指標とめざす目標

1) 評価指標の設定

計画全体に対する評価指標と各施策に指標を設け達成状況を客観的に評価します。評価の方法は、活動量や活動実績などを示す指標と、活動による効果や達成の成果を示す指標を設定しました。また効果的に推進するため、指標に達成目標値を設定し5年ごとに評価していきます。

2) 評価指標の考え方

○ 活動指標（アウトプット指標）

事業の具体的な活動量や活動実績をはかる指標。資源（人材や予算など）を投入して、どのような活動を行ったのか、どのようなサービスを提供したのかなど、実施した活動量や事業量をはかる指標。

（例）健（検）診受診率

○ 成果指標（アウトカム指標）

行政活動の成果をはかる指標。活動の結果として、住民にもたらされた便益や実感など、どれだけの成果（効果・効用）がもたらされたかを表す指標。

（例）生活満足度、住民意識、健康状態などをはかる指標

3) 施策のめざす目標

本計画では、評価指標に示した「活動指標」と「成果指標」のうち、成果を客観的にはかる指標である「成果指標」を、5年後の住民の望ましい健康像や健康課題の改善目標と位置付け、住民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくりの実現を目指します。

この目標達成に向けた施策を、住民、地域団体、事業者及び町の協働により実施し、住民の積極的な健康行動の実現を期待するものです。

4) 計画全体に対する評価指標と目標値

本計画の実現に向けた3つの視点に対する評価指標として、住民の「主観的健康感」「健康状態」「生活満足度」「その他」を指標とし、それぞれについてめざす目標値を定めました。

めざす目標の評価年度は、本計画の中間評価年度である令和5年度としました。

指標分類	指標	現状値	めざす目標値
主観的健康感	① 自分のことを健康だと思う人 (a.)	43.3%	50.0%
健康状態	② 平均寿命* (b.)	男性 80.6 歳 女性 86.9 歳	伸ばす
	③ 65歳健康寿命** (c.)	男性 17.45 年 女性 19.76 年	伸ばす
生活満足度	④ 三芳町の愛着度 (a.)	64.4%	70.0%
その他	⑤ 保健医療サービスの満足度 (a.)	26.4%	30.0%
	⑥ 救急医療体制の満足度 (a.)	27.6%	30.0%

※平均寿命：0歳児の平均余命。平均余命とはある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値

※※65歳健康寿命：65歳に達した人が、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。埼玉県では介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定している。

《出典》

- a. 平成30年度三芳町住民意識調査結果(三芳町政策推進室)
- b. 平成27年市区町村別生命表(厚生労働省)
- c. 統計からみた埼玉縣市町村のすがた2018(埼玉県総務部統計課)

3 6つの重点施策

I 世代に応じた食育の推進（第3次三芳町食育推進計画）

(1) 現状と課題

食育は豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくうえでとても重要です。そのため「食」に関する知識や選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるために食育を推進することが求められています。

町では、平成20年度に策定した三芳町食育推進計画に基づき、幅広い視点から横断的な施策を実施してきました。この成果の一例として、学校では農業体験活動を通じて、自然の恵みや生産者への感謝の気持ちが理解できる体験活動の推進や、栄養教諭による食育指導を継続的に実施してきました。また町農産物の情報提供としてみよし野菜のブランド化の推進を、消費拡大として、みよし野菜を活用した事業を実施してきました。さらに生活習慣病予防や高齢者の低栄養予防のために、様々な健康教育や健康相談、食育出前講座の実施から、正しい知識を普及啓発し健全なからだを育む取り組みを行ってきました。これらにより食育は、地域や家庭、そして一人ひとりの意識が変化をしいはじめ、食育に関心を持っている住民は増加しました。

その一方で、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満や生活習慣病の増加、慢性的な栄養不足となる高齢期の低栄養問題、さらに地産地消の推進や食文化の保護・継承のための取り組み支援など、それぞれの課題の解決に向けた取り組みはいまだ必要性が増しています。

これらのことから、引き続き総合的かつ計画的に食育施策を実施します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. 「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深め、人とのかかわりを広げ、豊かなこころを育てる。《みんなであつなぐ食》
2. 発育にあった食べ方（リズムやバランスなど）を育み、的確な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てる。《よい習慣を育てる食》
3. 「日本型食生活」や地域において継承されてきた伝統や食文化を学び伝え、豊かな地域を育てる。《食文化を伝える食》

❖ 施策1

「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深め、人とのかかわりを広げ、豊かなこころを育てる。(みんなでつなぐ食)

食に関する一連の食環境（食料の生産・加工・販売、購入・調理・食事・保存、廃棄、リサイクル）のなかで、それぞれに関わる人々の様々な活動への理解を深め、食を通じて人と人とかかわりを広げられるような豊かな心を育てる活動を目指します。

《主な取り組み》

① 食を通じたコミュニケーションの推進

- 家族で食卓を囲む機会の推進や孤食解消への普及、啓発
- 家族や仲間と一緒に調理する楽しさ、一緒に食べる楽しさ、喜びへの意識を育てる支援

② もったいない(Mottainai)という食べ物の大切さを知る機会の提供

- 生産者や調理者など関わった人への感謝や食べ物を大切にする気持ちを育成し、食べ残しなど食品ロスを減らす。
- 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつや姿勢、配膳、後片付け、箸の持ち方の理解を促し、食べ物を大切にする感謝の気持ちを育てる支援

❖ 施策2

発育にあった食べ方(リズムやバランスなど)を育み、適切な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てる。(よい習慣を育てる食)

発育にあった食べ方（リズムやバランスなど）を育み、適切な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てます。

《主な取り組み》

③ 食生活リズム・栄養のバランスによる健康な食生活の推進

- 規則正しい食生活リズムの確立、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進など子どもの頃からの食生活支援の充実
- 過剰栄養（肥満）や低栄養、偏食等の改善に向け、栄養バランスの重要性についての普及、啓発、実践

❖ 施策3

「日本型食生活」や地域において継承されてきた伝統や食文化を学び伝え、豊かな地域を育てる。(食文化を伝える食)

先人たちの知恵から営まれた四季折々の様々な食材、伝統的な行事や作法と結びついた食文化を学び伝え、恵まれ風土に根ざした豊かな食文化を育てます。

《主な取り組み》

④ 「みよし野菜」に関する情報提供・消費の拡大

- みよし野菜の普及啓発に向けたイベントの開催、情報の発信
- 地場産の食材をとり入れた学校給食の提供

⑤ 収穫した食材を生かした調理の実践、体験

- 栽培の苦労や楽しさ、収穫の感動や喜び、自然の恵みや生産者への感謝の気持ちが理解できる体験活動の推進
- 生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進

⑥ 郷土料理、行事食などの日本型食生活の継承

- 日本型食生活を大切にしたい給食の提供
- 地域の特徴を活かした農村文化の伝承、普及

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
成果指標	①食育に関心を持っている人の割合	78.1%	90.0%
	②家族や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させている人の割合	51.9%	70.0%
	③食べ残しを減らす努力をしている人の割合	76.3%	90.0%
	④主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の割合	56.8%	70.0%
	⑤みよし野菜を知っている人の割合	74.5%	90.0%
	⑥地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している人の割合	29.6%	40.0%

《出典》

平成 30 年度三芳町食に関する意識調査(三芳町健康増進課)

II 生活習慣病対策の推進

(1) 現状と課題

生活習慣病は、いまや健康長寿を阻む最大の要因になるだけでなく、医療や介護にかかわる負担の増大に影響を与えています。この生活習慣病の発症や進行に様々な要因がかかわっていますが、より深いかわりがあるのは生活習慣です。普段の食習慣、運動習慣などの生活習慣の改善から、生活習慣病である糖尿病や高血圧症の予防、さらには心疾患や脳血管疾患などを予防し、活力ある社会生活を営むために必要な機能を維持・向上することなどが重要です。

町では健康増進法に基づいた健康相談や健康教育事業の実施、平成20年度の医療制度改革により開始した特定健康診査等による生活習慣病対策、また平成27年度から平成29年度は、医療費の適正化を目指した健康長寿事業を実施し、人口の約5%にあたる約2,100人が参加する事業を実施しました。

しかし、三芳町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）によると、特定健康診査結果の有所見者状況は、血糖値、尿酸、収縮期血圧、拡張期血圧が男女ともに全国及び埼玉県の標準化比より高くなっています。これらは血管を傷つけ、心疾患や脳血管疾患を引き起こす要因とされていることから改善に向けた対策が必要です。また質問紙調査において、普段から適正体重の維持や減塩などに「気を付けていない」と答えた人の割合は41.2%でした。

このようなことから生活習慣病を早期に発見し、早期に対応することや、糖尿病や高血圧症といった生活習慣病と診断された住民に対する生活習慣改善の支援が不可欠です。望ましい生活習慣及び生活習慣病予防について理解を深め、自分自身の生活にあわせ、積極的に健康の保持増進に努めることができるように生活習慣病対策を実施します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. 生活習慣病の重症化予防に係わる知識等の普及・啓発の実施
2. 健康づくりの実践につながる仕組みづくりと継続の支援

❖ 施策1

生活習慣病の重症化予防に係わる知識等の普及・啓発の実施

生活習慣病を予防するためには、食事や運動などの正しい生活習慣に関する知識をもち、実践することが大切です。

《主な取り組み》

① 生活習慣病の重症化予防に関する情報の発信

- 広報・ホームページを活用した健康づくりに関する情報の発信
- 各種健康づくり教室・健（検）診等を通じた生活習慣病予防の普及啓発
- 疾病予防のための各種検診（がん検診等）の実施
- 国民健康保険加入者を対象とした生活習慣予防のための特定健康診査の実施

② 子どものころからの生活習慣病予防の推進

- 規則正しい食生活リズムの確立、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進など子どもの頃からの食生活支援の充実。
- 過剰栄養（肥満）や低栄養、偏食等の改善に向け、栄養バランスの重要性についての普及、啓発、実践。
- 食品の選択や栄養成分の過不足の目安として、食品表示を見ることの習慣化に向けた普及、啓発。
- 国民健康保険加入者を対象とした生活習慣予防のための特定健康診査の実施。
- 疾病予防のための各種検診（がん検診等）の実施。

❖ 施策2

健康づくりの実践につながる仕組みづくりと、その継続を支援する

健康に関する価値観は一人ひとり異なりますが、たとえ病気や障害があっても自分自身の生活のために、自分に合った望ましい生活習慣の実践ができるよう支援します。また、望ましい生活習慣が継続できるよう支援していきます。

《主な取り組み》

③ 生活習慣病予防対策に関する相談の実施

- 特定健康診査受診結果や食生活に関する相談の実施
- 乳幼児の発育や栄養、生活習慣に関する相談の実施
- 母子保健事業の機会を活用した生活習慣病予防に関する相談の実施

④ 生活習慣改善のための実践につながる仕組み(壮年期を中心とした)

- 望ましい生活習慣を学ぶための健康教育の実施。
- 国民健康保険加入者を対象とした生活習慣予防のための特定健康診査後の結果説明の実施。
- 運動講座の実施。

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
成果指標	①肥満(BMI25.0以上)の人の割合 (40歳から64歳)(a.)	男性 31.3% 女性 25.2%	男性 30.0% 女性 24.0%
	②朝食をほとんど食べない人の割合 (20歳～39歳)(b.)	10.5%	8.0%
	③朝・昼・夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取している人の割合(c.)	男性 12.3% 女性 24.3%	減らす
	④外食や食品を買うときに栄養表示を見る人の割合 (b.)	49.4%	60.0%
	⑤軽く汗をかく運動を継続的に実施している人の割合 (b.)	33.0%	40.0%
	⑥高血糖(HbA1c 5.6%以上)(a.)	男性 56.9% 女性 58.9%	減らす
	⑦高血圧(収縮期血圧 130mmHg以上)(a.)	男性 56.7% 女性 53.2%	減らす
	⑧脂質異常(中性脂肪 150mg/dL以上)(a.)	男性 28.0% 女性 16.4%	減らす

《出典》

- a. KDBシステム健診有所見者状況(平成29年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)
- b. 平成30年度三芳町食に関する意識調査結果(三芳町健康増進課)
- c. KDBシステム質問票調査状況(平成30年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)

Ⅲ 総合的ながん（悪性新生物）対策の推進

（1）現状と課題

がん（悪性新生物）は、正常細胞に存在するがん遺伝子に変異を起こし、がん細胞が生じることで発生します。このようながん細胞を生じさせるものをがんの危険因子といい、近年の研究では食生活習慣・飲酒・喫煙・感染症等が影響しているといわれています。その一方で、日常生活の中でがんの危険因子を意識し、リスクを下げる日常生活を過ごしていても、2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっています。当町のがんによる死亡順位は、男女ともに気管、気管支及び肺、胃のがんの順となっています。

町ではがん対策の一環として健康増進法に基づくがん検診を実施していますが、受診率は年々ゆるやかに低下している状況で、特に乳がん検診・子宮頸がん検診といった女性特有のがんに関する検診の受診率、働く世代の受診者数が他の世代に比べ低く、周知等に力を入れ対策を講じていますが改善に至っていないのが現状です。

またがん検診の実施により、早期にがんを発見し適切な治療につなげ支援していくとともに、特に働く世代においては、治療しながら社会復帰できる仕組みが重要です。

これらのことから、がんに関する正しい知識を持ち、日頃から予防に努めるとともに、定期的ながん検診を受けることができ積極的に健康の保持増進に努めることができるように総合的ながん対策を推進します。

（2）施策と主な取り組み

《施策》

1. がんに関する正しい知識の普及啓発
2. がんの早期発見に向けた取り組み

❖ 施策1

がんに関する正しい知識の普及啓発

近年の研究で、がんの発生には喫煙、飲酒等の食生活、運動不足等の生活習慣が大きく影響していることが明らかになっています。今後は、科学的根拠に基づいたがんの予防に関する情報

をわかりやすく提供し、住民一人ひとりが自分の生活習慣を見直し、改善に向けた取り組みを実践できるよう支援することが重要です。

《主な取り組み》

① 予防の正しい知識の普及・啓発

- 各種健（検）診等の機会を通じたがん予防の正しい知識の普及・啓発
- 生活習慣病の予防に関する知識の各種普及啓発事業（健康講座）の実施
- 乳がん検診・子宮頸がん検診無料クーポン券発送時にごがん予防のパンフレットの送付
- がんに関する各種情報の提供
- 中学生向けのがん教育の実施

② がん予防のためのたばこ対策の推進

- 役場、学校等の公共機関における受動喫煙防止対策の更なる強化。
- 事業者への受動喫煙防止対策の普及、啓発。

❖ 施策2

がんの早期発見に向けた取り組み

がんの早期発見の有効な取り組みとして健康増進法に基づく市区町村事業としてがん検診が位置づけられており、国は科学的根拠に基づいた効果的な検診の実施を推奨しています。がんの早期発見に向けて、各種がん検診を実施するとともに、受診しやすい環境の整備を目指します。また仕事や子育てに追われる世代へ正しい知識や情報を伝え、がん検診の受診意欲を高めるアプローチが必要となります。

《主な取り組み》

③ がん検診等の実施

- 各種がん（胃、大腸、肺、子宮、乳）検診の実施
- 特定健康診査（国民健康保険被保険者）等と同時に受けられるがん検診の案内の実施

④ 受診しやすい検診体制の整備

- 特定健康診査（国民健康保険被保険者）等とがん検診の同時受診の拡充

⑤ 精度管理の充実

- 精密検査対象者の受診勧奨の実施

- がん検診（一次検診）の受診から精密検査の結果まで、検診全体を把握できる精度管理の充実

⑥ 検診受診率向上に向けた個別勧奨等の強化

- 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診勧奨の実施及び無料クーポンの配布
- がん検診対象年齢初年度到達者に対する個別勧奨の実施
- 乳幼児健診等、各種事業におけるがん検診受診の普及啓発

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
活動指標	①肺がん検診受診率 (a.)	38.8%	50.0%
	②大腸がん検診受診率 (a.)	31.9%	40.0%
	③-1 胃がん検診バリウム検査受診率 (a.)	2.0%	10.0%
	③-2 胃がん検診内視鏡検査受診率 (a.)	1.5%	10.0%
	④乳がん検診受診率 (a.)	17.2%	30.0%
	⑤子宮頸がん検診受診率 (a.)	24.1%	40.0%
成果指標	⑥習慣的にたばこを吸っている人の割合 (b.)	男性 24.7% 女性 8.7%	男性 12.0% 女性 5.0%
	⑦定期的に健(検)診を受けている人の割合 (c.)	73.6%	80.0%

《出典》

- 埼玉県がん検診精度管理事業報告(平成 30 年度累計)(三芳町健康増進課)
- KDB システム質問票調査状況(平成 30 年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)
- 平成 30 年度三芳町食に関する意識調査結果(三芳町健康増進課)

IV 歯科口腔（くう）保健対策の推進

（1）現状と課題

歯や口の健康は、食事や会話を楽しむなど、毎日の生活を過ごすうえで重要であり、生涯を通じた歯・口の健康づくりの取り組みを充実していくことが求められています。また歯・口の健康と機能は、糖尿病やがん、心疾患、脳卒中などの生活習慣病や認知症との関連性が指摘されており、生涯にわたり健やかで充実した暮らしを送るうえで重要です。

町のむし歯予防対策として、妊娠期、子育て期、学齢期の積極的な取り組みにより、3歳児のむし歯のない者の割合や12歳児の一人平均のむし歯数は年々減少傾向にあります。特に子育て期においては、1歳6か月児健診と3歳児健診において、歯科衛生士によりブラッシング指導を全対象者に、2歳児歯科健診では希望者にフッ素塗布を実施してきました。このようなことからむし歯予防への関心は着実に高まっています。その一方でむし歯が多くある者と全くない者に分かれている傾向が見受けられます。

歯周疾患予防検診では、受診者数は低い数値で推移しています。加齢とともに歯周病やむし歯により歯を失うリスクが高まることから、生涯にわたって切れ目のない歯科口腔保健の取り組みが必要です。

これらのことから、口や歯の健康の大切さを知り、健全な口腔機能を保てるよう、生涯にわたり口と歯の健康づくりの取り組みを目指し、歯科口腔（くう）保健対策の施策を実施します。

（2）施策と主な取り組み

《施策》

1. 歯や口の健康に関する正しい知識の普及・啓発の推進
2. 生涯を通じた歯科口腔機能の維持・向上の取り組み

❖ 施策1

歯や口の健康に関する正しい知識の普及・啓発の推進

子どものむし歯予防、大人の歯周疾患予防の取り組みを中心に、正しい知識の普及・啓発を推進します。

《主な取り組み》

① 乳幼児の歯に良い生活習慣の定着への取り組み

- 幼児健診を通じ、保護者向けの歯みがき方法など、歯に良い生活習慣の普及・啓発
- フッ素塗布などフッ化物を応用した予防等の実施

② 子ども世代の歯科保健意識の向上

- よく噛んで食べることの重要性についての普及、啓発
- 保育所等における口と歯に関する健康教室の実施

③ 成人期の口腔に良い生活習慣実践の指導

- 歯周疾患予防検診時に実施する歯みがき指導を通じて、歯に良い生活習慣の普及・啓発

❖ 施策2

生涯を通じた歯科口腔機能の維持・向上の取り組み

歯や口の機能が低下すると、食べる、話すなどの機能が低下します。全身の健康を維持するために、検診の機会を通じた取り組みを推進します。

《主な取り組み》

④ 成人期の歯周疾患予防の推進

- 幼児健診を通じ、保護者向けの歯みがき方法など、歯に良い生活習慣の普及・啓発
- フッ素塗布などフッ化物を応用した予防等の実施

⑤ 妊婦のむし歯、歯周疾患予防の推進

- よく噛んで食べることの重要性についての普及、啓発
- 保育所等における口と歯に関する健康教室の実施

⑥ 高齢期の口腔機能の維持・向上

- 口腔ケアの重要性とその方法等についての普及・啓発
- 家族や介護者による在宅での口腔ケアの取り組みの推進

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
成果指標	①3歳児のう蝕のない人の割合 (a.)	82.8%	90.0%
	②12歳児の一人平均う歯数 (a.)	0.65 本	0.50 本
	③1日に3回以上、はみがきをしている人の割合 (b.)	27.8%	40.0%
	④何でもかんで食べることができる人の割合 (c.)	男性 80.9% 女性 83.4%	男性 85.0% 女性 90.0%
	⑤保護者が毎日仕上げ磨きをしている人の割合 (1歳6か月児)(d.)	72.2%	85.0%

《出典》

- a. 平成 27 年度実績埼玉県歯科保健サービス状況調査(埼玉県健康長寿課)
- b. 平成 30 年度三芳町食に関する意識調査結果(三芳町健康増進課)
- c. KDB システム質問票調査状況(平成 30 年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)
- d. 平成30年度健やか親子21に関する調査(1歳6か月児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)

V こころの健康づくり

(1) 現状と課題

自殺は追い込まれた末の死と言われていています。厚生労働省の自殺対策白書によると、平成10年以降14年連続して3万人を超える状態が続きましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定され「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、平成24年以降3万人を下回り年々減少傾向にあります。しかし、平成28年の厚生労働省「人口動態統計」によると、埼玉県の死因順位別・年齢階級別死亡数は、15歳から34歳まで自殺が死因の1位となっています。

また、平成28年から平成30年までの内閣府自殺の統計によると、町の40歳以降の自殺者の原因は、第1位が健康問題、第2位が家庭問題、第3位が経済的問題となっており、町が行なった質問紙調査の結果においても、悩みや苦勞、ストレス、不安がある人は、病気などの健康問題が多く、次いで家庭の問題でした。

町では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、普及啓発のための精神保健福祉講座、こころの健康相談、メンタルヘルス講座等開催してきましたが、今後は個人を対象とした、精神疾患やメンタルヘルスについての正しい知識の普及啓発に加え、「うつ」の早期発見・早期治療につなげる、町全体の体制整備が必要です。

これらのことから、精神疾患について理解を深め、誤解や偏見をなくし、住民同士互いのこころの健康づくりの取り組みを目指し、こころの健康づくりの施策を実施します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. 精神疾患に対する正しい知識の普及啓発
2. 自殺予防のための関係機関の連携に向けた取り組み
3. 自殺対策を支える人材の育成

❖ 施策1

精神疾患に対する正しい知識の普及啓発

精神疾患に対し、まだまだ誤解や偏見が多いのが現状です。正しい知識をわかりやすく提供することが必要です。

《主な取り組み》

① 正しい知識の普及啓発

- 精神疾患について正しい知識の普及啓発事業

② こころの健康を保つための、予防方法

- メンタルヘルス講座

❖ 施策2

自殺予防のための関係機関の連携に向けた取り組み

自殺の背景には様々な悩みが複雑に絡み、追い込まれた末の結果とされています。関係機関が互いに連携を図る事で、要因を早めに断ち切る必要があります。

《主な取り組み》

③ 庁内の横断的体制を整える

- 三芳町自殺対策庁内連絡会議の開催

❖ 施策3

自殺対策を支える人材の育成

身近な人のこころの不調に気づき、早期に問題解決につなげる窓口となる人を育てる事で、相談につながる機会を増やす必要があります。

《主な取り組み》

④ 人材育成

- ゲートキーパー養成講習会
- 協力者養成講座（精神疾患の人に関わるための）

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
成果指標	①自殺に追い込まれた人の人数(10年間の平均) (a.)	7.7人	減らす
	②ストレスを解消するためにお酒を飲む人の割合 (b.)	41.2%	20.0%
	③ストレスを解消するために我慢して時間が経つのを待つ人の割合 (b.)	53.5%	40.0%
	④ストレスを解消するために睡眠をとる人の割合 (b.)	74.7%	85.0%

《出典》

- a. 平成 21 年から平成 30 年自殺統計をもとに算出(三芳町福祉課)
- b. 平成 30 年度三芳町食に関する意識調査(三芳町健康増進課)

VI 親と子の健康づくり

(1) 現状と課題

ライフスタイルが変化するなかで子育てをめぐる環境は大きく変化しています。例えば、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、様々な情報をインターネットから入手することが多くなっています。こうした情報に振り回されることによる混乱や誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てに不安を感じる家庭も少なくありません。

町では、平成29年10月に子育て世代包括支援センターをこども支援課に開設し、平成31年4月からは健康増進課へ移管しました。この子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、各種教室の開催や訪問事業を強化しています。この一環として、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援に向け、妊娠届を申請されたすべての住民に対し保健師等による面談を実施しています。

今後は、社会状況の変化や親自身の生活様式の多様化などを踏まえ、親子の健康保持・増進に加え、子どもの健やかな成長や親への子育て支援のさらなる充実をはかることや、地域における出産や子育てしやすい環境づくりも求められています。また、乳幼児の死亡原因となる不慮の事故を防止するための対策を広く普及・啓発することや災害時の特別な支援策も大切な課題となっています。

これらのことから、妊産婦や乳幼児とその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を推進することを目指し親と子の健康づくり施策を実施します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. 妊娠前からの切れ目のない支援の充実
2. 子どもの健やかな成長への支援

❖ 施策1

妊娠前からの切れ目のない支援の充実

安心して出産・子育てができる環境整備に向け、妊娠期から子育て期のそれぞれの段階に対応した支援、サービス情報の提供や助言など、母子保健事業を中心に切れ目のない支援の充実を図ります。

《主な取り組み》

① 安心して出産等ができる環境づくり

- 不妊治療等に関する相談窓口の情報提供・費用助成の実施
- 母子健康手帳交付時における生活状況把握の取り組み
- 妊婦健康診査・歯科検診の実施
- 産後ケア事業の実施
- 緊急時医療機関情報の周知
- 感染症情報や流行情報などの情報提供や注意喚起

② 正しい情報の普及・啓発と学ぶ機会の提供

- 両親学級・子育て講座・離乳食教室等の健康教育事業の実施
- 保健師等専門職による相談機会の充実

③ 育児不安の軽減

- 保健師等専門職による乳児全戸訪問事業の実施
- 乳児全戸訪問事業を通じた、産後うつ予防と早期支援の実施
- 乳幼児健診全受診者を対象に保健師等専門職による個別相談の実施
- 育児不安等を抱く親への早期支援に向けた取り組み

❖ 施策2

子どもの健やかな成長への支援

乳幼児健診の充実や子どもの望ましい生活習慣の普及・啓発や、疾病予防の取り組みなど、子どもの健やかな成長を支援します。また切れ目のない支援に加え、安心して出産・子育てができる地域の環境整備に向けた取り組みを行います。

《主な取り組み》

④ 乳幼児健診の充実

- 乳幼児健診の実施
- 健診未受診者の把握
- 心理相談、言葉の相談による発育発達に関する早期支援の取り組み

⑤ 子どものころからの望ましい生活習慣の習得

- 乳幼児を対象に望ましい生活リズムの啓発
- 健診等を通じ、子どもの年代に応じた歯の健康づくりの実施
- 学校、保育所等と連携した食育の推進

⑥ 子どもの疾病予防に向けた取り組み

- 乳幼児健診等での子どもの疾病予防の知識等の普及・啓発
- 定期予防接種の勧奨の実施

⑦ 子どもの事故防止に向けた取り組み

- 母子手帳交付時に乳幼児の事故防止の情報提供冊子の配布
- 乳幼児健診を通じ、月齢に応じた事故予防の普及・啓発

⑧ 地域で子育てをしやすい環境づくりの推進

- 地域住民・団体等と連携した妊娠・子育て知識の普及・啓発
- 児童館、保育所、子育て支援センターによる子育て支援の充実
- 子育てサロンの活動支援

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
活動指標	①4 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診の受診率 (a.)	4 か月 97.2% 1 歳 6 か月 95.6% 3 歳 92.2%	4 か月 100.0% 1 歳 6 か月 98.0% 3 歳 96.0%
	②発達状況の確認(乳幼児健診未受診訪問の実施率)	—	100.0%
成果指標	③育児で悩んでいても解決できる人の割合 (b.)	81.1%	90.0%
	④ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 (b.)	73.7%	80.0%
	⑤産後 1 か月程度、助産師や保健師から指導・ケアを十分に受けることができた人の割合 (c.)	84.7%	90.0%

《出典》

- a. 平成 28 年から平成 30 年度の乳幼児健診受診者数をもとに算出(三芳町健康増進課)
- b. 平成30年度健やか親子21に関する調査(4 か月児・1歳6か月児・3歳児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- c. 平成30年度健やか親子21に関する調査(4 か月児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)

4 その他の施策

Ⅶ 感染症予防対策の推進

(1) 現状と課題

感染症のまん延による患者の発生や死亡者の減少など、感染症による大きな被害を受けてきた時代は過ぎ去りました。しかし新型インフルエンザなど新たな感染症の出現やノロウイルス、麻疹風しんの集団発生など、感染症は今日でも住民の暮らしに大きな影響を及ぼしています。そのため住民への情報提供や正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、予防接種事業の充実と接種率の向上は重要です。また感染症が発生した際には、関係機関と連携して、まん延防止のために迅速かつ的確に対応することが求められます。

これらのことから、住民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持って予防策を実践し、町は感染症を予防し感染拡大を防ぐ対策を推進する取り組みを目指し、感染症予防対策の推進をはかります。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. 感染症予防の普及・啓発
2. 予防接種事業の充実及び接種率の向上（感染症予防及びまん延の防止）

❖ 施策1

感染症予防の普及・啓発

感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発等を推進します。

《主な取り組み》

- ① 感染症予防の正しい知識の普及・啓発や情報提供
 - ホームページ、広報等を活用した普及・啓発
 - 最新の感染症情報や流行情報などの情報提供や注意喚起
- ② 関係機関との情報共有と相談・連絡体制の強化

- 地域で活動中のサロン等の既存のネットワークを活用した情報提供
- 医師会や高齢者等施設との迅速な情報共有と相談・連絡の連携

❖ 施策2

予防接種事業の充実及び接種率の向上(感染症予防及びまん延の防止)

感染症予防及びまん延防止の一環として、定期予防接種の接種率の向上を図ります。

《主な取り組み》

③ 定期予防接種の勧奨

- 定期予防接種の個別勧奨の実施及び公費負担

④ 予防接種に関する相談体制の整備

- 窓口や電話等による個別相談の実施

⑤ 予防接種の状況把握と効率的な管理

- 母子保健事業と連携した状況把握の取り組み

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
成果指標	①1歳6か月児健診までに麻しん風しんワクチンの予防接種を受けた人の割合 (a.)	93.2%	100.0%
	②1歳6か月児健診までに四種混合ワクチンの予防接種を受けた人の割合 (a.)	98.9%	100.0%
活動指標	③高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率 (b.)	35.9%	45.0%

《出典》

- a. 平成30年度健やか親子21に関する調査(1歳6か月児)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- b. 平成30年度の接種者数をもとに接種率を算出(三芳町健康増進課)

Ⅷ 健康長寿の推進

(1) 現状と課題

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できるということは皆の願いでもあります。しかし年を重ねるごとに、自立した日常生活を送るのが困難なことが増えるのが事実でもあります。

町の高齢者福祉・介護保険計画に関する調査結果によると、65歳以上の高齢者の各機能低下については、認知症リスク、うつ傾向、転倒のリスクが上位となっています。（認知症の危険因子として生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症）との関連が明らかになってきています。）また、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画によると、第1号被保険者の要支援・要介護認定者の有病状況は、心臓病、筋・骨疾患、精神疾患の順に多い結果となっており、健康長寿を目指すには、生活習慣病予防に加え、認知症や骨折等の予防が重要であることがわかってきました。

介護保険施策では生活支援サービスの体制整備として、高齢者のみならず、すべての人々が生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを、「ささえあい・みよし（三芳町生活支援体制整備推進協議体）」が中心となり推進しています。具体的には、何歳になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「支え合いの地域づくり」を地域の皆さんと一緒に話し合いながら進めています。

これらのことから、65歳健康寿命の延伸に向け、中高年世代からの生活習慣の改善、介護予防、各種健診の受診率向上など、高齢者の心身の状況や生活環境にも目を向けながら、関係所管が相互に連携し取り組むことを目指し健康長寿の推進を図ります。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. フレイル予防に着目した生活習慣の改善による健康の保持増進
2. 生活習慣病対策と高齢者福祉施策の連携強化

❖ 施策1

フレイル予防に着目した生活習慣の改善による健康の保持増進

フレイルとは、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一

方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」（厚生労働科学研究報告書）とされています。フレイル予防に着目した生活習慣病等の重症化予防や低栄養対策、運動機能や認知機能の維持向上を目指し、各種健康教育事業や健康相談事業、介護予防事業など様々な機会を通じ、健康長寿の事業に取り組みます。

《主な取り組み》

① 疾病の早期発見の取り組み

- 特定健診及び後期高齢者健診の実施、特定保健指導の実施
- がん検診の実施

② 正しい情報の普及・啓発と学ぶ機会の提供

- 介護予防・日常生活支援総合事業や健康増進事業において、効果的な健康教育事業の実施
- 電話や面接による相談機会の確保
- 集いの場の情報発信

③ いきがいづくりの推進

- 生活支援体制整備事業により、地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくりを進める
- サロンの活動支援

④ 認知症対策に向けた取り組み

- 認知症に対する正しい理解の普及・啓発

❖ 施策2

生活習慣病対策と高齢者福祉施策の連携強化

特定健康診査やがん検診事業を通じて、生活習慣病等の重症化予防と改善に向け、医療、保健、高齢者福祉の連携をより一層強化していきます。

《主な取り組み》

⑤ 高齢者に多い疾患の重症化防止対策

- 高齢者に多い生活習慣病予防の情報発信の強化
- 医療・保健・介護が連携した取り組みの充実

IX 健康危機管理の向上

(1) 現状と課題

新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症や0-157などの食中毒、さらには熱中症と住民の生命や健康を脅かす事態への対応が必要となっています。町では平常時から住民の健康に影響を及ぼすと考えられる情報を収集することで未然に防ぐように取り組んでいます。また、住民自らが健康危機に対する意識を持ち、発生防止に向けた衛生管理の向上や発生時には正しい情報のもと適切な行動が重要となります。

これらのことから、目に見えない脅威やこれまで経験したことのない健康危機に備え、関係機関と連携し住民の生命と健康の確保に万全を期するために、普段から健康危機に対する意識を高め、発生時には正しい情報のもと適切な行動がとれることを目指し健康危機管理の推進を図ります。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. 健康危機に対する意識の向上、発生防止対策の強化
2. 健康危機発生時の対応力向上と拡大防止

❖ 施策1

健康危機に対する意識の向上、発生防止対策の強化

関係機関との連携・協力のもと、住民への健康危機防止に向けた衛生管理や日ごろの備えの啓発、発生予防対策の強化、健康危機管理体制の整備と対応力の向上を図ります。

《主な取り組み》

① 健康危機防止に向けた情報提供

- ホームページ、広報等を活用した普及・啓発
- 日常生活における衛生管理意識や行動の啓発
- 熱中症対策など健康危機情報の発信
- 関係団体と連携した熱中症予防対策の実施

❖ 施策2

健康危機発生時の対応力向上と拡大防止

健康危機発生時には、関係機関との連携・協力体制のもと、区民に対する健康危機に関する正確な情報提供や相談体制の整備を図ります。

《主な取り組み》

② 被害拡大防止のための協力体制の確保

- 新型インフルエンザ等行動計画に基づいた協力体制の構築
- 新型インフルエンザ等業務継続計画等による連携体制の構築

③ 健康危機に関する情報提供と相談の実施

- 状況の把握と調査の実施
- ホームページなどにより健康危機に関するきめ細かな情報提供
- 相談体制の整備

④ 実態把握と事後対応

- 経過記録による実態の把握と事案概要の総括・評価

X その他（たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進）

（1）現状と課題

習慣化された喫煙やアルコールの多量飲酒は、心疾患や脳血管疾患といった疾病や、がん等の発症要因となるといわれています。またたばこによる受動喫煙では、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）などの健康被害が懸念されていることから、健康増進法の改正により多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するなど、望まない受動喫煙の防止を図ることが進められています。

また習慣的なアルコールの多量摂取は常態化することにより、心身の健康を損ない、その多くは家庭や社会生活にも影響を及ぼしてしまいます。さらに、薬物乱用や不正な薬物使用は、脳の破壊、末梢神経障害による筋肉の萎縮、腎臓や肝臓などが障害を受けてしまうなど、アルコールと同様に心身の健康を損ない、その多くは家庭や社会生活にも影響を及ぼしてしまいます。

これらからの害から心身を守るには、それぞれの害に関する正しい知識の普及・啓発が不可欠であり、また、依存症を早期に発見し、相談できる環境づくりも求められています。

これらのことから、喫煙や習慣的な飲酒の害、薬物に関する正しい知識を持ち、禁煙や受動喫煙防止、適量飲酒の実践、薬物使用の防止に努めることを目指し、たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進を図ります。

（2）施策と主な取り組み

《施策》

1. たばこ・飲酒・薬物対策の充実

❖ 施策1

たばこ・飲酒・薬物対策の充実

たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発や受動喫煙防止などのたばこ対策、飲酒・薬物の害や依存症・に対する正しい知識の普及・啓発などの対策に取り組みます。

《主な取り組み》

① たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発

- 各種健康イベント等を活用した普及・啓発

- 母子健康手帳交付時における普及・啓発
- 禁煙を希望する住民へ禁煙外来等の情報提供の実施
- 学校等で喫煙の害に関する健康教育の実施
- 既存の事業を活用した普及啓発活動の実施

② アルコールの害に対する正しい知識の普及・啓発

- 各種健康イベント等を活用した普及・啓発
- 母子健康手帳交付時における普及・啓発
- 学校等でアルコールの害に関する健康教育の実施
- 依存症相談やこころの健康相談の実施
- 既存の事業を活用した普及啓発活動の実施

③ 薬物の害に対する正しい知識の普及・啓発

- ホームページ、広報等を活用した普及・啓発
- 各種健康イベント等を活用した普及・啓発
- 学校等で薬物の害に関する健康教育の実施
- 依存症相談やこころの健康相談の実施
- 既存の事業を活用した普及啓発活動の実施

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標
成果指標	①習慣的にたばこを吸っている人の割合 (a.)	男性 24.7% 女性 8.7%	男性 12.0% 女性 5.0%
	②妊娠中にたばこを吸っていた母親の割合 (b.)	2.5%	0%
	③3歳未満の児を持つ親がたばこを吸っている割合 (c.)	父親 24.7% 母親 8.7%	男性 12.0% 女性 5.0%
	④妊娠中にお酒を飲んでいていた母親の割合 (b.)	1.0%	0%
	⑤ストレスを解消するためにお酒を飲む人の割合 (d.)	41.2%	20.0%

《出典》

- a. KDB システム質問票調査状況(平成 30 年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)
- b. 平成30年度健やか親子21に関する調査(4 か月児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- c. 平成30年度健やか親子21に関する調査(4 か月児・1歳6か月児・3歳児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- d. 平成 30 年度三芳町食に関する意識調査結果(三芳町健康増進課)

5 計画の推進と評価

1) 施策の推進体制

本計画の取り組みをより効果的に進めていくためには、関係機関との連携をより一層強化し、施策を進めることが重要です。また関係機関や民間企業がもつノウハウや専門性を取り入れつつ、新たな時代に合致した多様な健康づくり施策を積極的に行う必要があります。

2) 計画の進捗管理と評価

本計画に実効性を持たせるために、計画指標の達成状況については、住民への意識調査をはじめ、関連部署が行う調査、各種計画の評価及び関係機関等による事業の遂行状況などで現状を把握します。さらに「三芳町健康づくり推進会議」において、取り組みの進行状況の確認、評価を行い効果的な推進を検討します。

6 資料編

1) 三芳町独自の特徴ある健康づくり

平成27年度から平成29年度までの3か年で埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金の交付を受け、生活習慣病の予防と医療費の適正化を目的に、食育の推進と継続的な運動習慣の確立を目指した健康長寿事業「みよし野菜 食べて！歩いて！健康長寿」を実施しました。この事業の登録者は、目標である2,000人を上回る2,102人と、当町の人口約38,000人の5.5%でした。これは区長会や体育協会、民生委員等の団体の方々、また地域の方々一人ひとりの声かけにより成功に導くことが出来たと考えています。

栄養面では野菜の推進と健康的な食事のサンプルとなるバランスのとれた弁当（スマイル弁当）を産官学連携（淑徳大学栄養学科、B型事業所福祉喫茶ハーモニー、三芳町）により開発・販売し、新たな食育推進の媒体とすることで、住民のよりよい食生活改善に向けた一助としました。

運動面では「毎日1万歩運動」と「筋力アップトレーニング」を中心としました。毎日一万歩運動は、通信機能付き活動量計または歩数計のどちらか一方を登録者に貸与し、日常生活においてウォーキングの習慣化を目指すものです。登録者は歩数の情報を定期的に通信することで、個人のポータルサイトにおいて状況を容易に確認することができ、ウォーキングの習慣化に向け意識を高めることが出来る仕組みとしました。

また健康長寿事業の実施期間である3ヵ年を通じて、食育と運動にかかわる健康教育事業の実施回数は312回、延べ11,593人の参加がありました。これらのデータの分析を行いつつ、健康長寿埼玉モデルの推奨プログラムである「毎日1万歩運動」と「筋力アップトレーニング」を中心に、当町における効果的な事業サイクルの確立を試みました。その結果筋力アップトレーニングでは、下半身の筋力アップに着目したパワーアップ講座を、民間企業と連携し詳細な分析を行いつつ教室のプログラムを企画し実施し、効果の高い事業サイクルを確立することが出来ました。

この事業の目標であった生活習慣病の重症化予防、医療費の適正化ですが、効果の分析には、国立保健医療科学院の先生方のお力をお借りしながら行いました。その結果平成27年8月から平成29年12月の間において、参加者と参加していない人を、基準月からそれぞれの差の累計を算出し比較しました。その結果、一人あたり男性で31,000円、女性で67,000円参加者が低いという結果が得られました。

町の高齢化率は増加を続け、平成29年度は27.3%となっており、近隣市に比べると高い数値となっています。高齢化の課題に対応すべく、3年間の健康長寿事業の成果をもとに「フレイ

ルの予防」に着目した健康づくり事業を、また生活習慣病予防対策においては、平成30年3月に「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」が策定され、重点事業として高血圧及び糖尿病重症化予防事業を掲げ実施しています。

2) 三芳町の概要

(1) 人口の情況

① 人口動態について

人口動態一定期間内の人口変動です。平成23年以降の人口動態は次の表のとおりです。

《人口静態と人口動態》

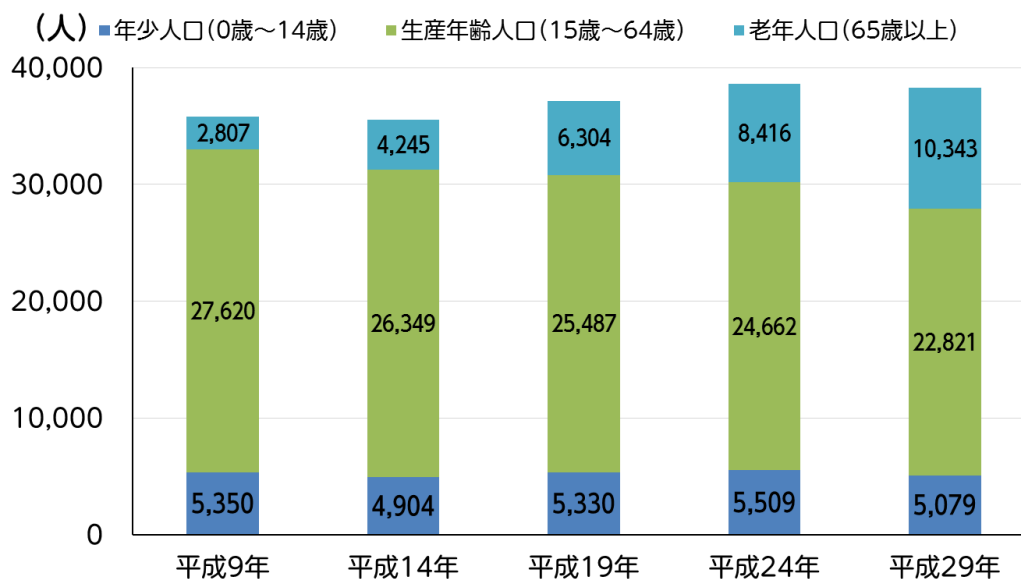
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口(人)	38,693	38,632	38,442	38,383	37,968	38,553	38,708
出生	数(人)	286	281	255	243	237	188
	率(%)	7.4	7.3	6.6	6.3	6.2	4.9
死亡	数(人)	282	284	330	304	344	350
	率(%)	7.3	7.4	8.6	7.9	9.1	9.0
合計特殊出生率(%)	1.16	1.20	1.14	1.17	1.33	1.15	1.04

資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保健医療政策課）

② 段階別人口の推移について

段階別人口の推移について、平成9年からの変化を示しました。

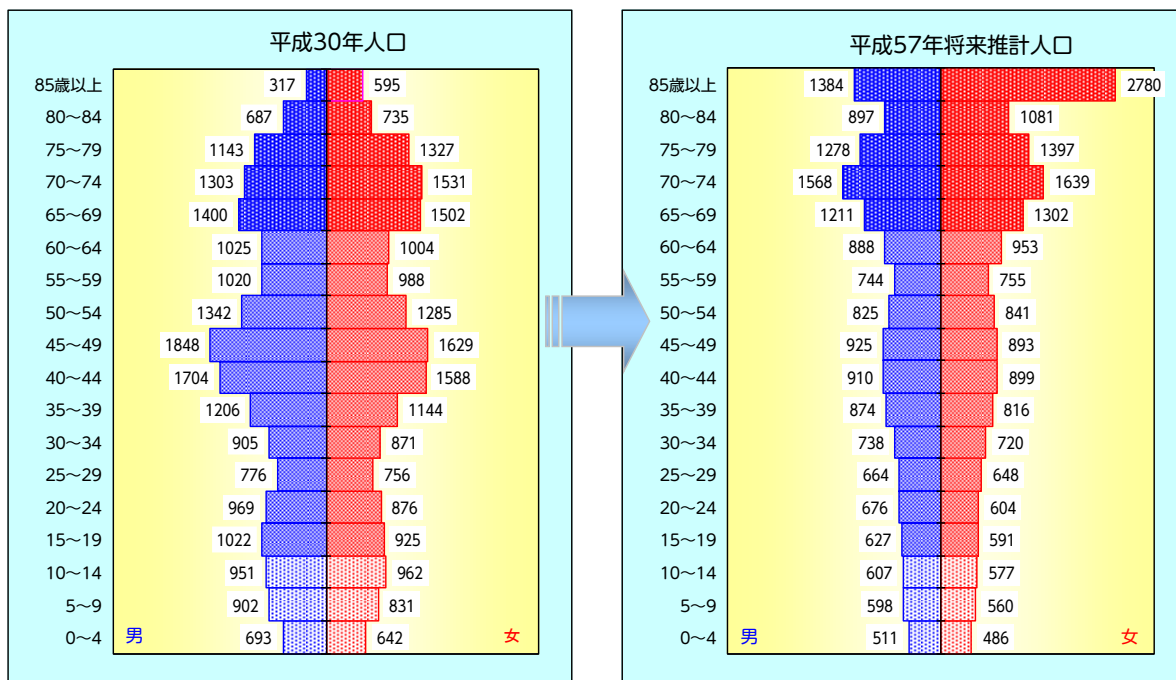
《段階別人口の推移》



資料：平成29年度版地域別健康情報（埼玉県衛生研究所）

③ 人口構成の変化(将来推計人口)について

人口構成の変化について示しました。

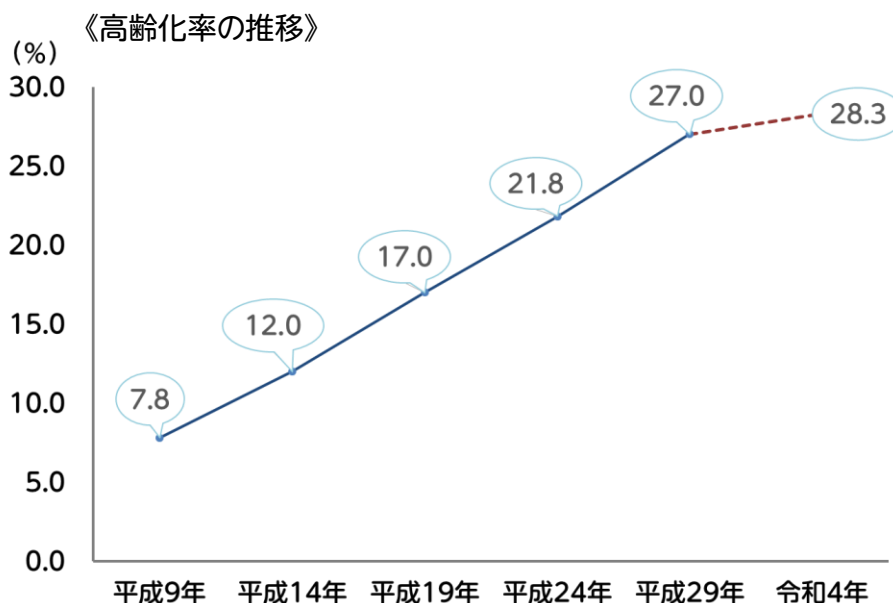


資料：平成30年度版地域別健康情報（埼玉県衛生研究所）
埼玉県町(丁)字別人口調査

資料：平成30年度版地域別健康情報（埼玉県衛生研究所）
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の市区町村別将来推計人口(平成30年推計)」
(平成27年国勢調査人口を基準に推計)

(2) 高齢化率の推移

三芳町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画によると、高齢者人口は増加を続け平成29年度の高齢者人口割合（高齢化率）の27.0%から平成34年度の28.3%までは増加を続けるものの、その後の数年は28.3%で推移する見通しとなっています。



資料：平成29年度版地域別健康情報（埼玉県衛生研究所）
三芳町高齢者福祉計画・第7期介護保健事業計画（三芳町健康増進課）

(3) 平均寿命と65歳健康寿命

① 平均寿命について

平均寿命とは、0歳の平均余命であり、「ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値」です。全国の平均寿命の比較には、「市町村別生命表」を用います。最新のデータである平成27年度の生命表によると、三芳町の平均寿命は男性81.1歳、女性87.2歳で、埼玉県や全国を上回っています。

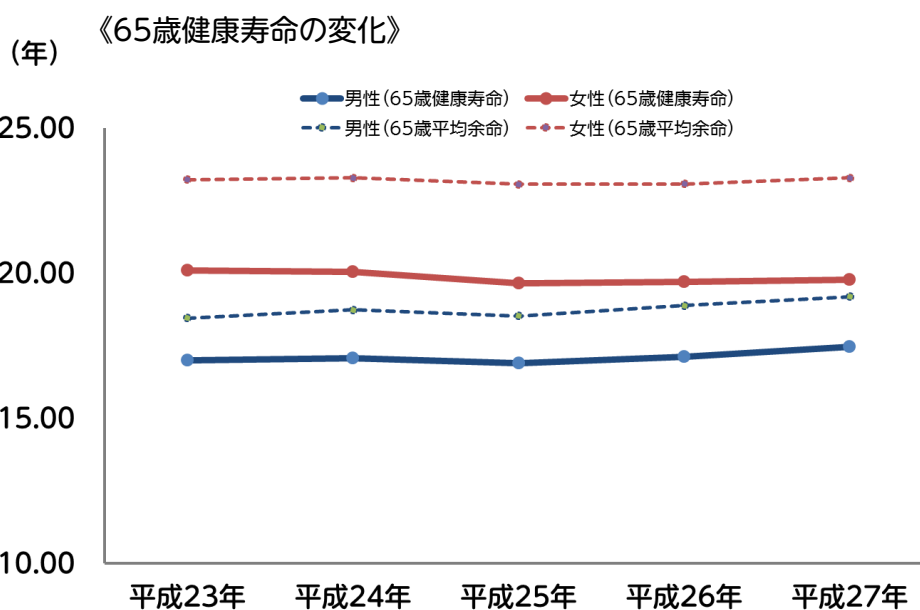
《平均寿命の変化》 (歳)

性別	分類	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男性	三芳町	79.3	80.2	80.6	81.1
	埼玉県	78.0	79.0	79.6	80.8
	全国	77.7	78.8	79.6	80.8
女性	三芳町	86.4	86.6	86.9	87.2
	埼玉県	84.3	85.3	85.9	86.7
	全国	84.6	85.8	86.4	87.0

資料：市区町村別生命表 (e-Stat 政府統計の総合窓口)

② 65歳健康寿命について

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。埼玉県では「65歳に達した人が、あと何年、自立して健康に生きられるかを示す期間」とし、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定しており、厚生労働省による都道府県別健康寿命とは算出方法が異なります。



資料：統計からみた埼玉県市町村のすがた2014～2018 (埼玉県統計課)

(4) 死因や疾病に関する状況

① 死因別死亡割合

平成29年度版地域別健康情報によると、平成24年から平成28年の死因別順位は、悪性新生物（がん）、心疾患（高血圧性を除く）、肺炎の順となっています。またライフステージ別死因順位は下記の表のとおりとなっています。

《死因別死亡割合》

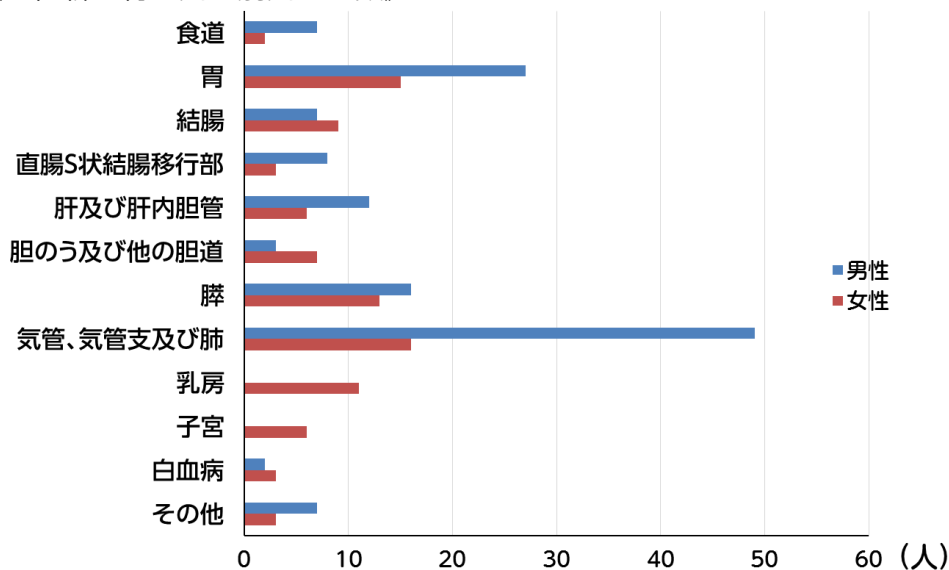
	1位	2位	3位	4位	5位
総数	悪性新生物 30.3	心疾患 (高血圧性を除く) 17.2	肺炎 13.0	脳血管疾患 7.9	老衰 3.6
幼年期 (0~4歳)	周産期に発生した病変 100.0				
少年期 (5~14歳)					
青年期 (15~24歳)	自殺 67.7	悪性新生物 33.3			
壮年期 (25~44歳)	悪性新生物 30.4	自殺 19.6	心疾患 (高血圧性を除く) 8.7	大動脈瘤及び解離 6.5	不慮の事故 6.5
中年期 (45~64歳)	悪性新生物 40.6	心疾患 (高血圧性を除く) 19.4	脳血管疾患 7.4	自殺 6.9	その他の新生物 2.3
高齢期 (65歳以上)	悪性新生物 29.0	心疾患 (高血圧性を除く) 17.2	肺炎 14.9	脳血管疾患 8.1	老衰 4.2

資料：平成29年度版地域別健康情報（埼玉県衛生研究所）

② 悪性新生物(がん)の死因別死亡数

平成29年度版統計みよしによると、平成25年から平成27年の悪性新生物での死亡数は、男女共に気管・気管支及び肺、胃の悪性新生物、膵の悪性新生物の順でとなっています。

《悪性新生物の死因別死亡者数》



資料：平成29年度版統計みよし（三芳町財務課）

③ 主要疾病による埼玉県比較

「標準化死亡比」とは、異なった年齢構成を持つ地域間でも死亡率の比較が可能になるよう計算された指標です。平成29年度版 地域別健康情報によると、三芳町では男性の悪性新生物と脳血管疾患において埼玉県より死亡比が低くなっていますが、心疾患、肺炎、女性の悪性新生物と脳血管疾患は埼玉県より高くなっています。なかでも肺炎については、統計的な有意差がみられました。

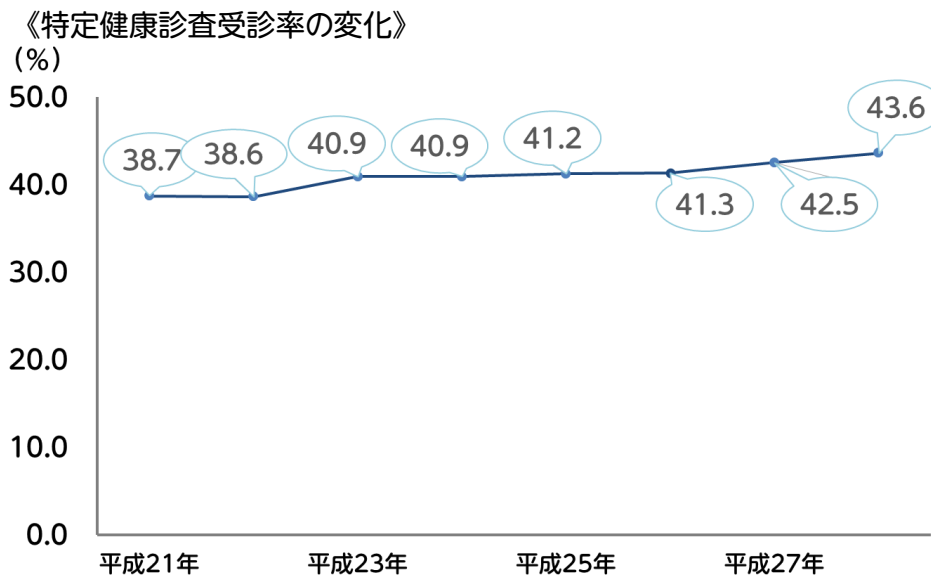
④ 自殺の原因

自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）によると、平成28年から平成30年の三芳町の自殺の原因・動機は、健康問題が63.6%と最も多く、次いで家庭問題が13.6%、経済問題が4.5%でした。これは国や県と同様の傾向を示しています。

(5) 特定健康診査等の状況

① 受診率について

平成21年度から平成28年度の特定健康診査の受診率は、おおむね40%前後で推移しています。

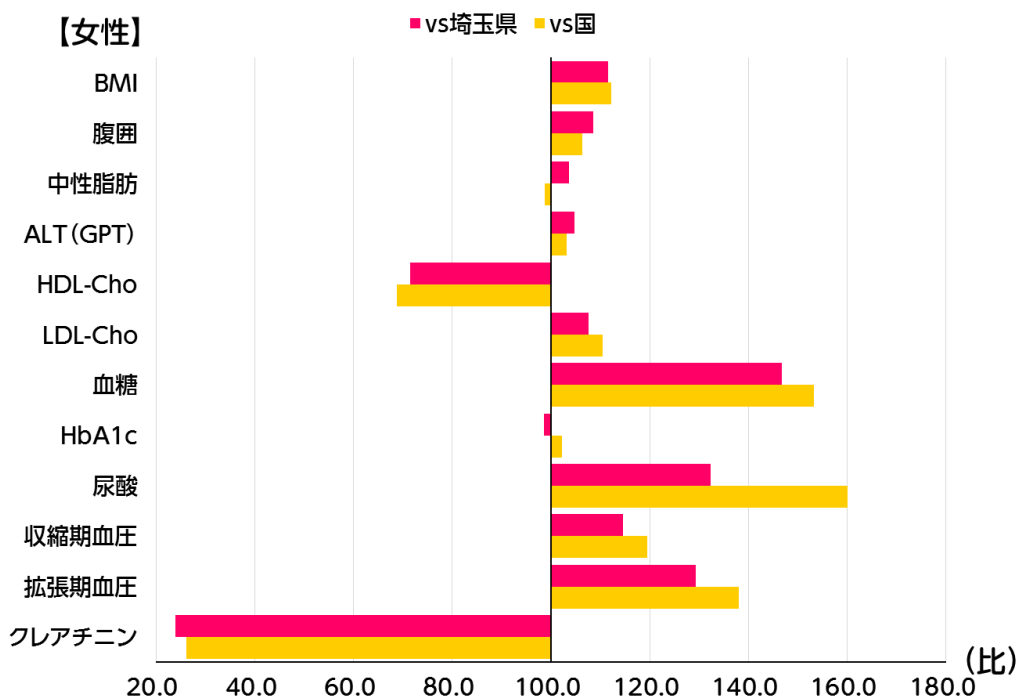
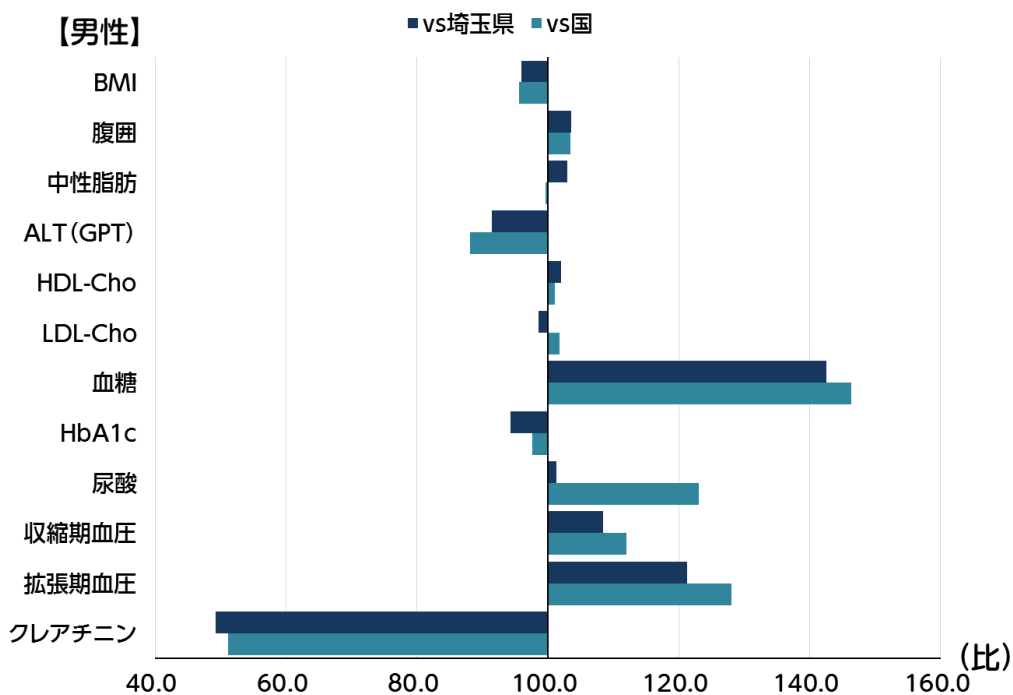


資料：平成29年度版・平成25年度版統計みよし
(三芳町財務課)

② 有所見状況について

平成29年度の特定健康診査受診者2,931人の有所見状況は、血糖値、収縮期血圧、拡張期血圧、尿酸値において男女共に、全国の標準比の基準に比べ明らかに高くなっています。これは統

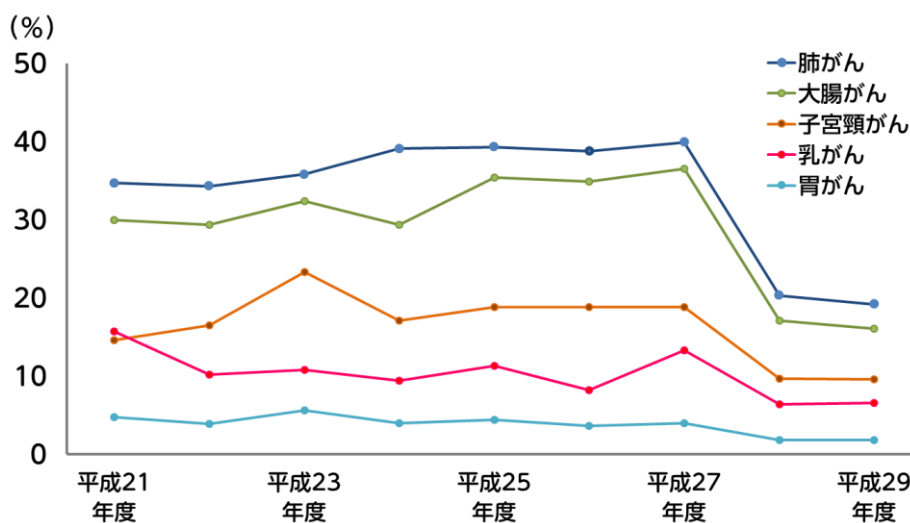
計的に有意な差がみられました。特定保健指導の実施率は年々低下しており、平成28年度の保健指導修了者は8.9%と埼玉県内において低い順位となっています。



(6) がん検診の状況

三芳町におけるがん検診の受診率は年々ゆるやかに低下しています。婦人科がんの乳がん検診と子宮頸がん検診の受診率は、20%台を横行しており受診率の向上が近々の課題であります。また全てのがん検診において、厚生労働省の推奨する受診率50%には届かない状況です。(平成28年度と平成29年度は、対象者を地域保健・健康増進報告に準じて全人口としたため受診率の低下がみられた。)

《がん検診受診率の変化》



資料：平成29年度版・平成25年度版統計みよし
(三芳町財務課)

(7) 歯科保健の状況

幼児及び児童のう歯数についての変化は下記のとおりです。平成18年度から3歳児のむし歯のない者の割合は増加し、「一人平均う歯数」はおおむね半分まで減っています。また成人歯科事業の受診者数は年々低下しています。検診受診者の結果は、「要経過観察」または「要診察」が概ね半数でした。

《乳児及び児童のう歯数の変化》

		平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度
3歳児のう蝕のない者の割合 (%)	三芳町	75.4	79.6	84.4	82.8
	埼玉県	75.0	77.8	82.9	82.9
3歳児の一人平均う歯数 (本)	三芳町	1.11	0.78	0.61	0.58
	埼玉県	1.01	0.90	0.62	0.59
12歳児の一人平均う歯数 (本)	三芳町	1.47	0.98	0.99	0.65
	埼玉県	1.54	1.24	0.99	0.76

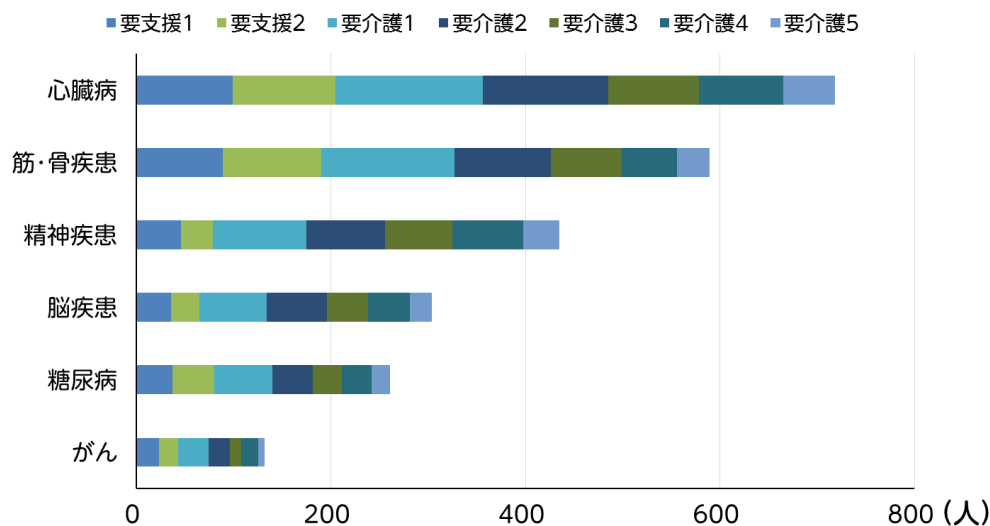
資料：埼玉県歯科保健サービス状況調査 (埼玉県健康長寿課)

(8) 要介護・要支援認定者の状況

③ 有病状況について

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画によると、要支援・要介護認定者の有病状況は、第1号被保険者では心臓病、筋・骨疾患、精神疾患の順に多く、第2号被保険者では心臓病、脳疾患、筋・骨疾患の順となっています。

《要支援・要介護認定者の有病状況(第1号被保険者)》

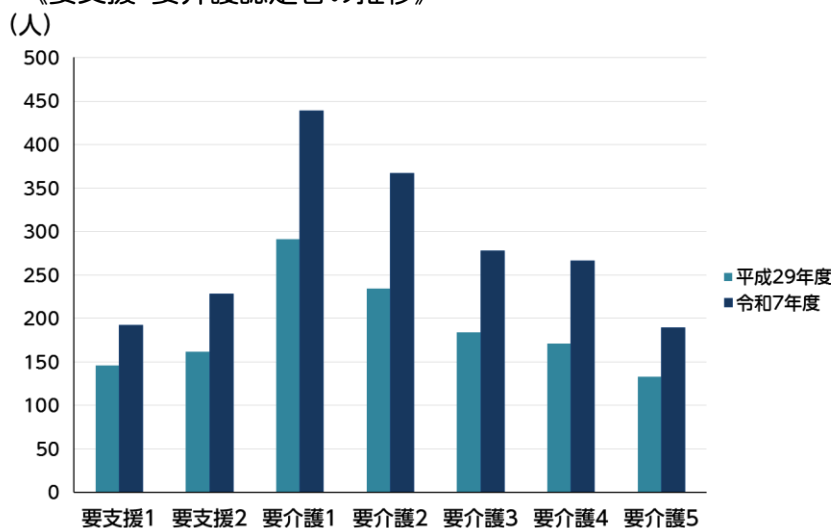


資料：第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画（三芳町住民課）

④ 認定者数の推移について

三芳町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画によると、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、第1号被保険者の要介護認定率は、平成29年度の12.6%から平成37年度の18.4%となることが予測されています。また近年の要支援・要介護認定者構成比は、要介護1から要介護3の割合が比較的高くなっており、要支援・要介護者の50%以上を占めています。

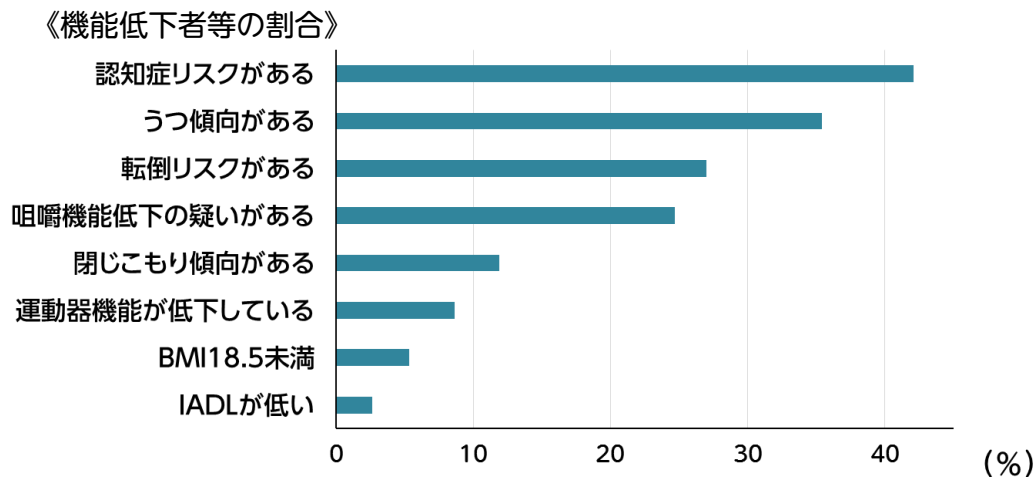
《要支援・要介護認定者の推移》



資料：三芳町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（三芳町健康増進課）

⑤ 65歳高齢者の機能低下について

第7期三芳町介護保険計画の策定時に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、機能低下者の割合は、認知症リスクが42.1%、うつ傾向があるが35.4%、転倒のリスクがあるが27.0%でした。

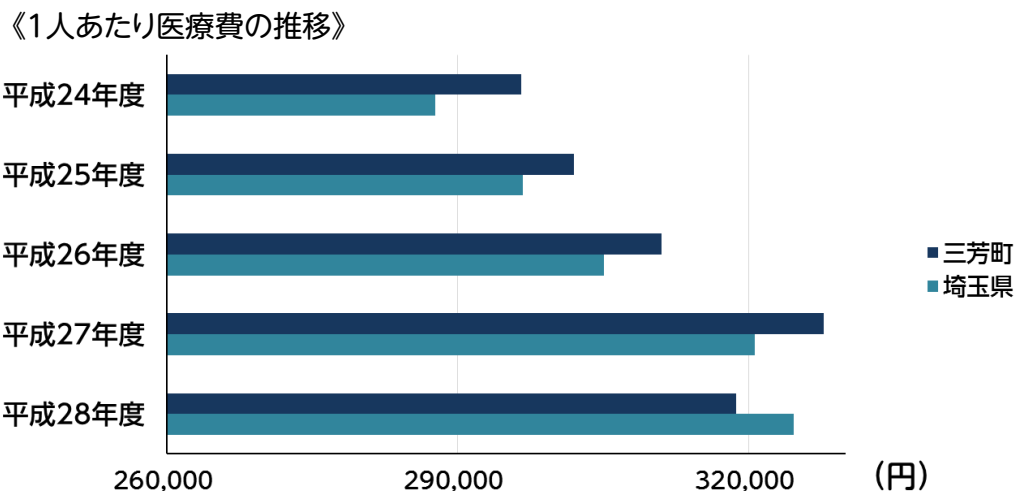


資料：三芳町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（三芳町健康増進課）

（9）医療費の状況

① 国民健康保険人口1人あたりの医療費の推移について

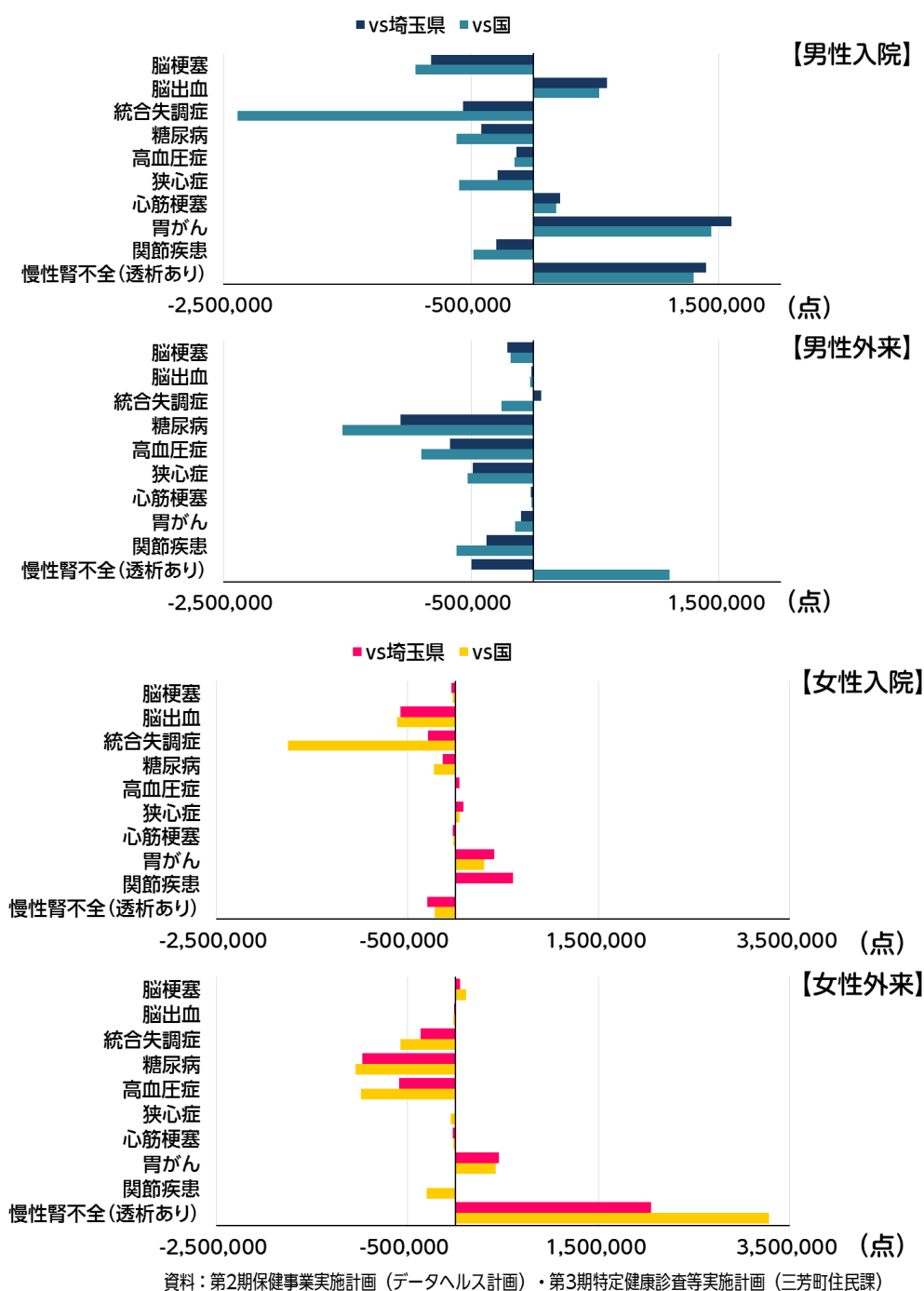
第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画によると、三芳町国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費は年々増加しています。平成24年度の1人当たり医療費は296,549円で埼玉県の287,665円を上回っていますが、平成28年度は318,692円で埼玉県の324,619円を下回っています。



資料：第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画（三芳町住民課）

② 疾病別医療費分析(細小分類)《標準化医療費の差》について

第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画によると、疾病別医療費は入院では男女とも「統合失調症」の標準化医療費が最も高額になっています。男性では「脳出血」「心筋梗塞」といった血管系疾患と「慢性腎不全(透析あり)」が、女性では「関節疾患」や「狭心症」「高血圧症」の標準化医療費の差と比が国と県を上回っています。「胃がん」は男女とも標準化医療費の比が最も高い。外来では女性の「慢性腎不全(透析あり)」の標準化医療費の差と比は国、県を大きく上回っている。



3) 健康づくり等に関する調査

第2次三芳町食育推進計画が、平成30年度末に計画終期を迎えることと、本計画策定に向けた基礎資料とするため、平成30年10月に「食に関する質問紙調査」を実施し集計を行ないました。

(1) 調査の概要

① 調査名 三芳町食に関する意識調査

② 調査の目的

食や健康に対する三芳町民の意識を把握し、今後の健康づくり施策や食育推進施策の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

③ 調査の項目

A) 食育への関心 B) 食習慣に関すること C) 食文化に関すること

D) 健康や健（検）診に関すること E) その他

④ 調査対象

A) 母集団 三芳町全域の18歳以上の男女

B) 標本数 1,500人

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～70歳
男性	25人	150人	150人	150人	200人	75人
女性	25人	150人	150人	150人	200人	75人

C) 抽出方法 平成30年8月31日現在、住民基本台帳より無作為抽出法

⑤ 調査時期 平成30年10月1日～平成30年10月20日

⑥ 調査内容 調査結果に質問項目を明記

⑦ 調査方法 郵送配付-郵送回収法（催告はがき無し）

⑧ 調査実施機関 三芳町役場健康増進課健康支援担当

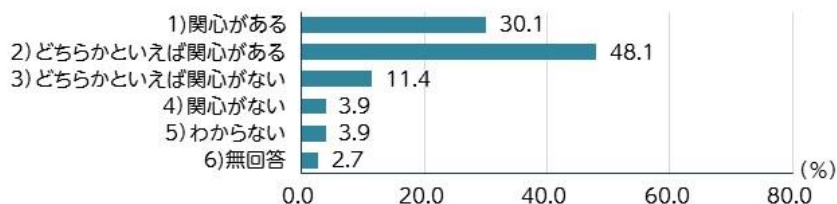
⑨ 回収数（回収率） 441票（29.4%）

(2) 調査結果

問1 あなたは「食育」に関心がありますか。(1つに○)

※「食育」は、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身につけたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化などへの理解を深めたりすることが含まれます。

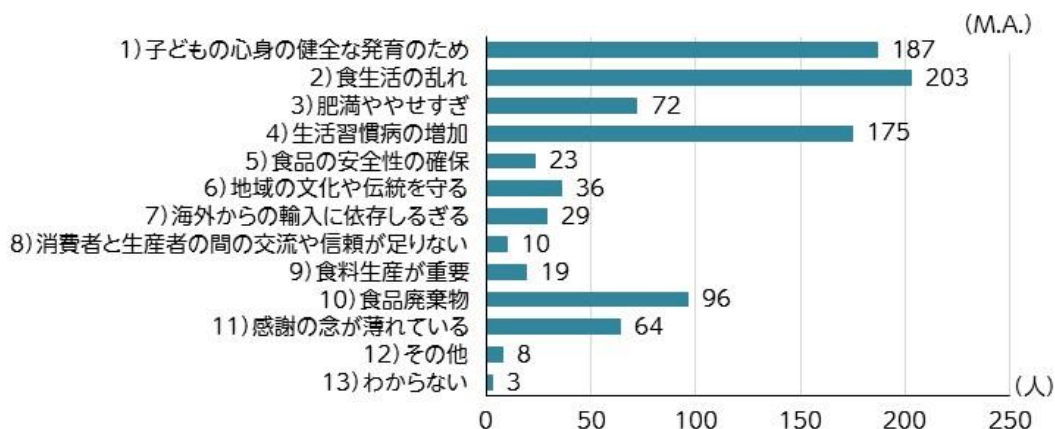
- 1) 関心がある
- 2) どちらかといえば関心がある
- 3) どちらかといえば関心がない
- 4) 関心がない
- 5) わからない



問2 問1で「1.関心がある」又は「2.どちらかといえば関心がある」に ○ をつけた方にうかがいます。

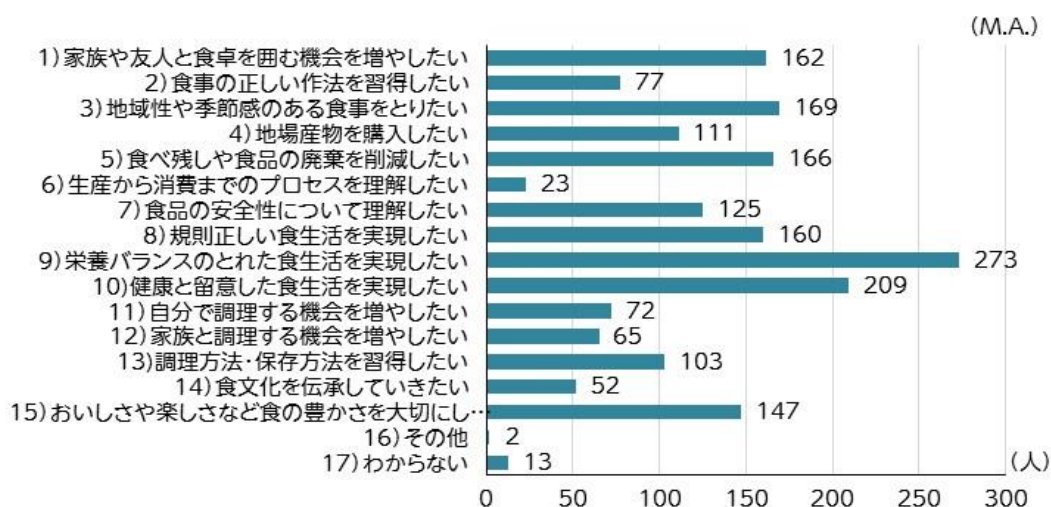
あなたが「食育」に関心がある理由は何ですか。(あてはまるもの3つまで○)

- 1) 子どもの心身の健全な発育のために必要だから
- 2) 食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事等)問題になっているから
- 3) 肥満ややせすぎが問題になっているから
- 4) 生活習慣病(がん、糖尿病等)の増加が問題になっているから
- 5) BSEの発生など、食品の安全確保が重要だから
- 6) 食にまつわる地域の文化や伝統を守ることが重要だから
- 7) 食料を海外からの輸入に依存しすぎることが問題だから
- 8) 消費者と生産者の間の交流や信頼が足りないと思うから
- 9) 有機農業など自然環境と調和した食料生産が重要だから
- 10) 大量の食べ残しなど食品廃棄物が問題だから
- 11) 自然の恩恵や食に対する感謝の念が薄れているから
- 12) その他(具体的に)
- 13) わからない



問3 ふだんの食生活の中で、今後食育として、あなたは特にどのようなことに力を入れたいと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

- 1) 家族や友人と食卓を囲む機会を増やしたい
- 2) 食事の正しい作法を習得したい
- 3) 地域性や季節感のある食事をとりたい
- 4) 地場産物を購入したい
- 5) 食べ残しや食品の廃棄を削減したい
- 6) 生産から消費までのプロセスを理解したい
- 7) 食品の安全性について理解したい
- 8) 規則正しい食生活を実践したい
- 9) 栄養バランスのとれた食生活を実践したい
- 10) 健康に留意した食生活を実践したい
- 11) 自分で調理する機会を増やしたい
- 12) 家族と調理する機会を増やしたい
- 13) 調理方法・保存方法を習得したい
- 14) 食文化を伝承していきたい
- 15) おいしさや楽しさなど食の豊かさを大切にしたい
- 16) その他(具体的に)
- 17) わからない



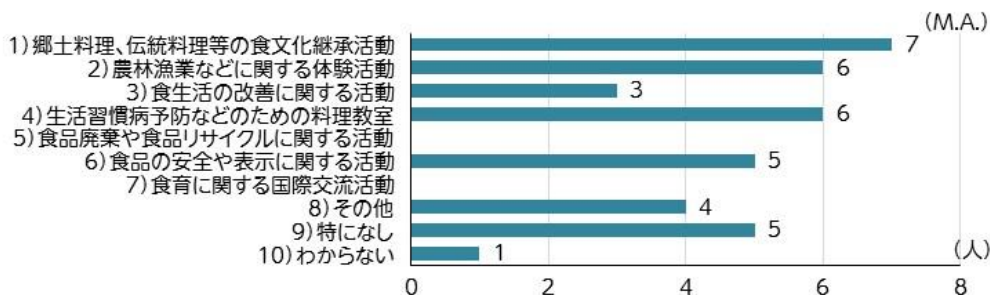
問4 あなたは、食育の推進にかかわるボランティア活動に参加していますか。(1つに○)

- 1) 定期的に参加している
- 2) 以前に参加したことがある
- 3) 今後参加したいと思う
- 4) 参加したいと思わない



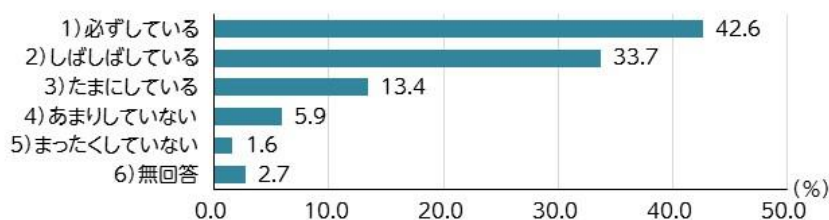
問5 問4で「1.定期的に参加している」「2.以前に参加したことがある」に○をつけた方にうかがいます。どのような食育に関するボランティア活動に参加していますか。(あてはまるもの全てに○)

- 1) 郷土料理、伝統料理等の食文化継承活動
- 2) 農林漁業などに関する体験活動
- 3) 食生活の改善に関する活動
- 4) 生活習慣病予防などのための料理教室
- 5) 食品廃棄や食品リサイクルに関する活動
- 6) 食品の安全や表示に関する活動
- 7) 食育に関する国際交流活動
- 8) その他()
- 9) 特にない
- 10) わからない



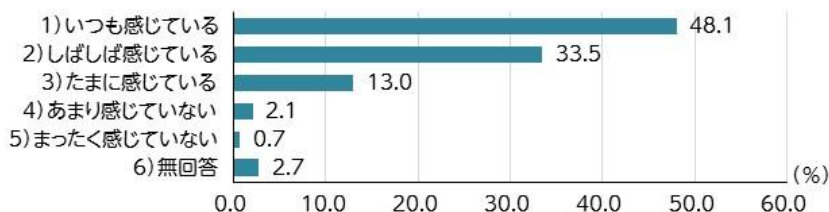
問6 あなたは食べ残しを減らす努力をしていますか。(1つに○)

- 1) 必ずしている 2) しばしばしている 3) たまにしている
 4) あまりしていない 5) まったくしていない



問7 あなたは食品産業や家庭において食べ残しや食品の廃棄が発生していることに関して、日ごろから「もったいない」と感じることがありますか。(1つに○)

- 1) いつも感じている 2) しばしば感じている 3) たまに感じている
 4) あまり感じていない 5) まったく感じていない



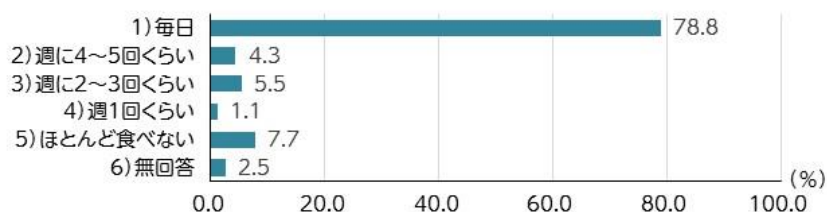
問8 これまで、あなた又はあなたの家族の中で農林漁業体験に参加したことがある人はいますか。(1つに○)

- 1) いる 2) いない 3) わからない



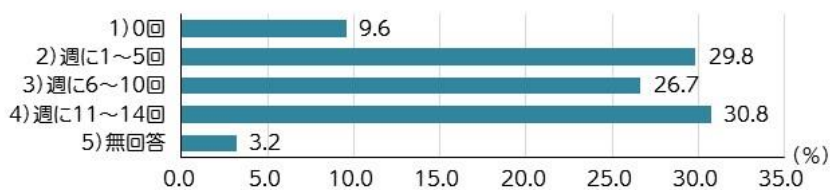
問9 あなたは朝食を食べていますか。(1つに○)

- 1) 毎日 2) 週に4~5回くらい 3) 週に2~3回くらい
 4) 週1回くらい 5) ほとんど食べない



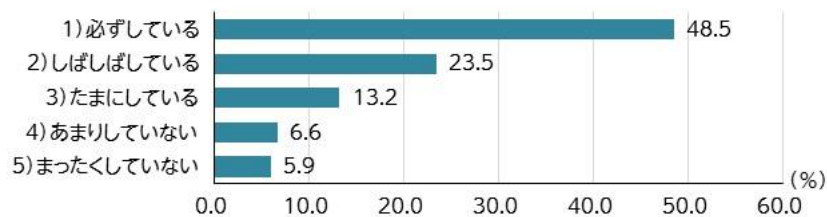
問10 あなたは、1週間のうちに朝食または夕食を家族と一緒に食べる回数ほどのくらいありますか。

- 1) 0回 2) 週に1~5回 3) 週に6~10回 4) 週に11~14回



問11 あなたは食事の時に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。(1つに○)

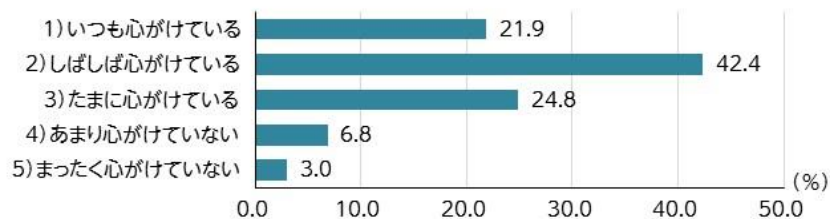
- 1) 必ずしている 2) しばしばしている 3) たまにしている
4) あまりしていない 5) まったくしていない



問12 あなたを含む家族(単身世帯を含む)における食育として、次の(ア)から(ウ)のそれぞれについてあてはまるものを1つずつお答えください。

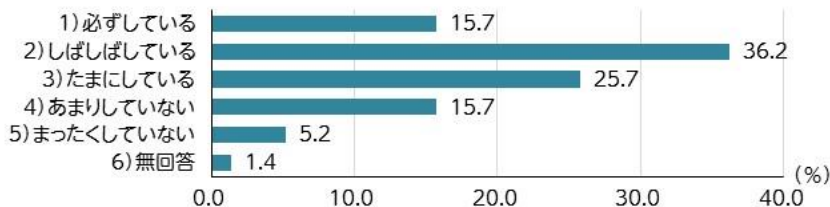
(ア) 栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践、野菜摂取量を増やす、油の多いものを控えるなど、バランスの良い食事を心がけていますか。(1つに○)

- 1) いつも心がけている 2) しばしば心がけている 3) たまに心がけている
4) あまり心がけていない 5) まったく心がけていない



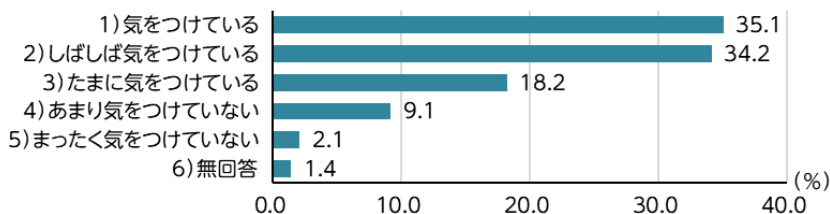
(イ) 家庭や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させていますか。(1つに○)

- 1) 必ずしている 2) しばしばしている 3) たまにしている
4) あまりしていない 5) まったくしていない



(ウ) 食事に関するマナーに気をつけていますか。(1つに○)

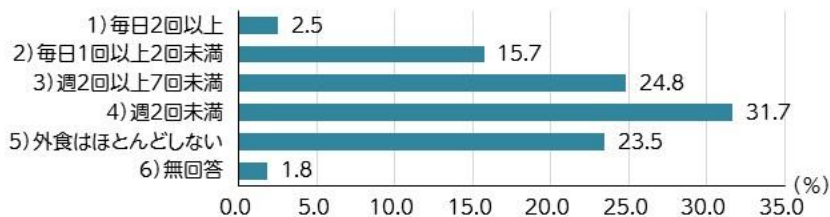
- 1) 気をつけている 2) しばしば気をつけている 3) たまに気をつけている
4) あまり気をつけていない 5) まったく気をつけていない



問13 あなたは普段外食をどのくらいしますか。(1つに○)

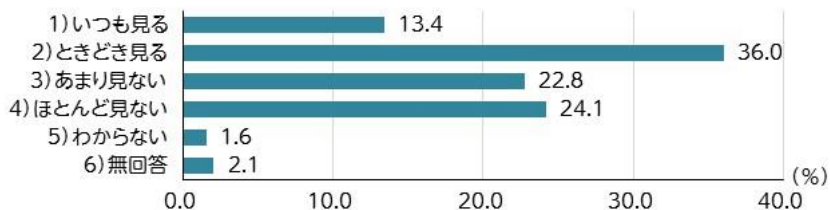
※ここでいう外食とは、飲食店での食事や家庭以外の場所で出前をとったり、市販のお弁当を買って食べる場合とします。例えば、職場で市販のお弁当を買って食べた場合も外食とします。

- 1) 毎日2回以上(週14回以上) 2) 毎日1回以上2回未満(週7回以上14回未満)
3) 週2回以上7回未満 4) 週2回未満 5) 外食はほとんどしない



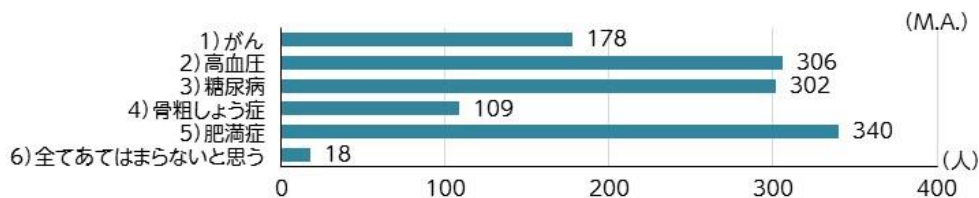
問14 あなたは外食するときや食品を買うとき、カロリーや塩分表示などを見ますか。(1つに○)

- 1) いつも見る 2) ときどき見る 3) あまり見ない
4) ほとんど見ない 5) わからない



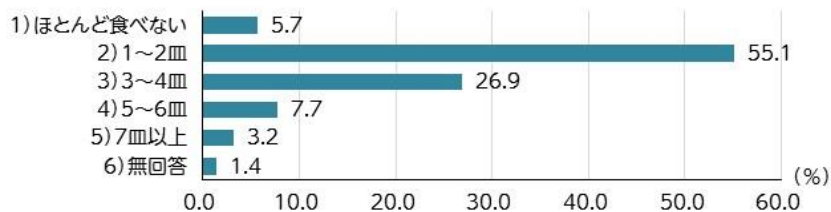
問15 野菜を食べることで予防効果がある病気はどれだと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

- 1) がん 2) 高血圧 3) 糖尿病 4) 骨粗しょう症 5) 肥満症
6) 全てあてはまらないと思う



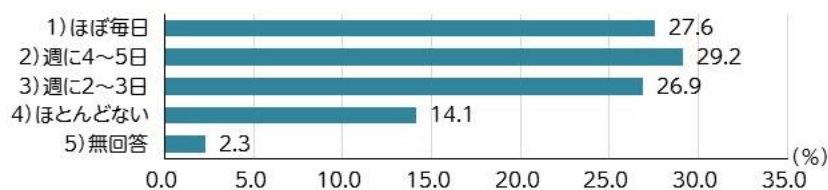
問16 あなたはふだん、1日に野菜を皿数で考えると何皿食べていますか。1皿は小鉢1コ分程度(約70g:握りこぶし小1つ程度)と考えてください。また、肉料理などのつけ合わせの野菜も含めて、お答えください。(1つに○)

- 1) ほとんど食べない 2) 1~2皿 3) 3~4皿
4) 5~6皿 5) 7皿以上



問17 主食(ごはん、パン、麺など)・主菜(肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理)・副菜(野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理)を3つそろえて食べるのが1日に2回以上あるのは、週に何回ありますか。(1つに○)

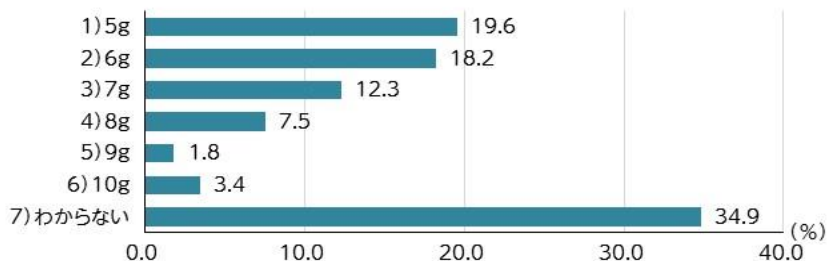
- 1) ほぼ毎日 2) 週に4~5日
3) 週に2~3日 4) ほとんどない
5) 無回答



問18 健康のために、食塩相当量の摂取は、1日何グラム未満が望ましいと思いますか。

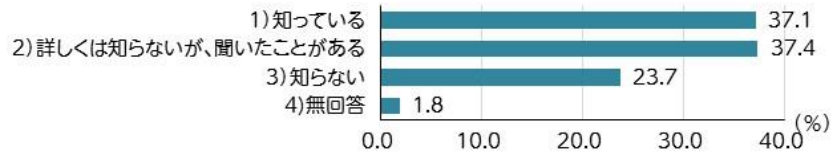
(1つに○)

- 1) 5g 2) 6g 3) 7g 4) 8g 5) 9g 6) 10g 7) わからない



問19 あなたは、「みよし野菜」というブランドを知っていますか。(1つに○)

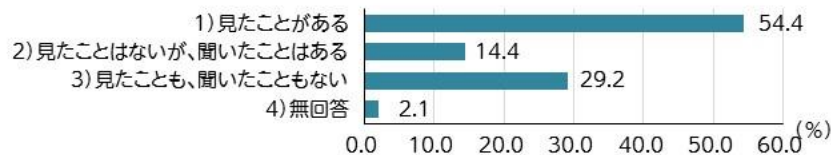
- 1) 知っている 2) 詳しくは知らないが、聞いたことはある 3) 知らない



問20 右側のマークは、みよし野菜のイメージアップ、ブランド化の推進のため、立ち上げたみよし野菜ブランド化推進研究会のロゴです。生産者が自信を持って出荷するみよし野菜の目印として、野菜の袋などに記されています。あなたは、このマークを見たことがありますか。(1つに○)

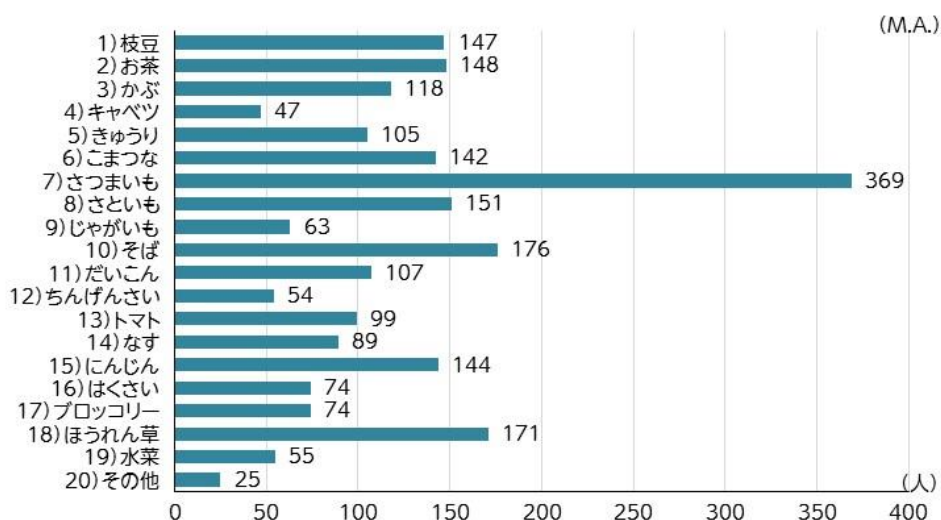


- 1) 見たことがある 2) 見たことはないが、聞いたことはある 3) 見たことも、聞いたこともない



三芳町は、埼玉県内の野菜等の産地として大切な役割を担っており、さまざまな産物があります。問21 三芳町の主な産物で、あなたが知っているものはありますか。(あてはまるもの全てに○)

- 1) えだ豆 2) お茶 3) かぶ 4) きゃべつ 5) きゅうり
 6) こまつな 7) さつまいも 8) さといも 9) じゃがいも 10) そば
 11) だいこん 12) ちんげん菜 13) トマト 14) なす 15) にんじん
 16) はくさい 17) ブロッコリー 18) ほうれん草 19) 水菜
 20) その他 ()

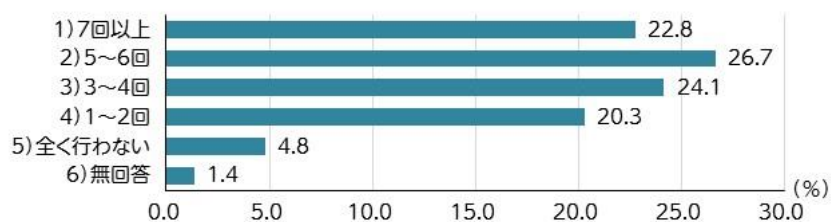


伝統的な行事と行事食の一般的な例示として次のようなものがあります。

- ◎正月（1月：おせち・お雑煮・七草がゆ等） ◎節分（2月：恵方巻・まめ等） ◎桃の節句（3月：ひな菓子・五目すし等）
- ◎春分の日（3月：ぼた餅等） ◎端午の節句（5月：ちまき・かしわ餅等） ◎七夕（7月：そうめん等）
- ◎土用（7月：うなぎ・もち等） ◎お盆（8月：団子等） ◎十五夜（9月：月見団子等）
- ◎秋分の日（9月：おはぎ等） ◎七五三（11月：千歳あめ等） ◎冬至（12月：かぼちゃ等）
- ◎大晦日（12月：そば等）

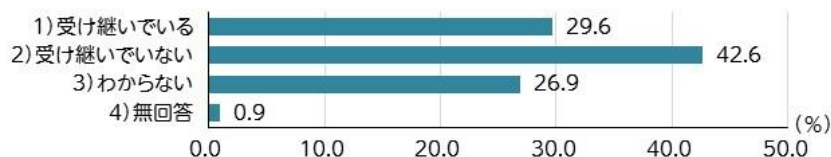
問22 ご自宅で行事食を伴う伝統的な行事を年間にどの程度行っていますか。（1つに○）

- 1) 7回以上 2) 5～6回 3) 3～4回 4) 1～2回 5) 全く行わない



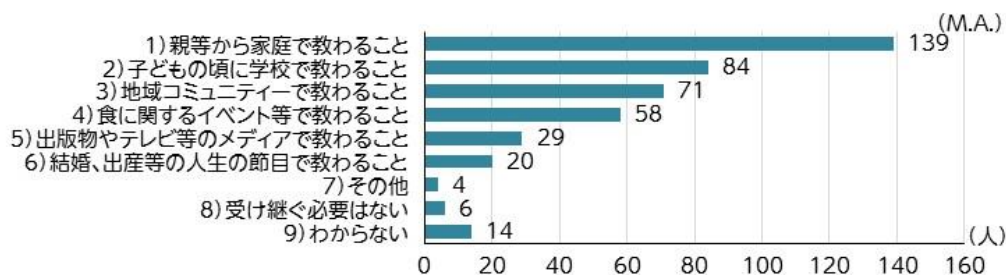
問23 あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。（1つに○）

- 1) 受け継いでいる 2) 受け継いでいない 3) わからない



問24 問23の質問で「2.受け継いでいない」に○をつけた方にかがいます。あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継ぐためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるもの全てに○）

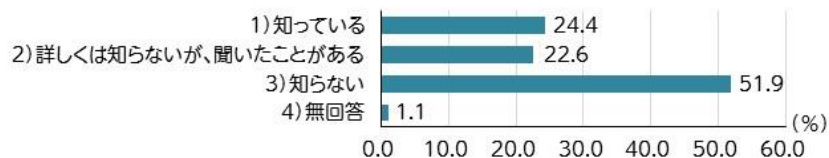
- 1) 親等から家庭で教わること 2) 子供の頃に学校で教わること
- 3) 地域コミュニティで教わること 4) 食に関するイベント等で教わること
- 5) 出版物やテレビ等のメディアで教わること 6) 結婚、出産等の人生の節目で教わること
- 7) その他（具体的に) 8) 受け継ぐ必要はない
- 9) わからない



問25 あなたは、平成29年3月14日に「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が日本農業遺産に認定されたことを知っていますか。(1つに○)

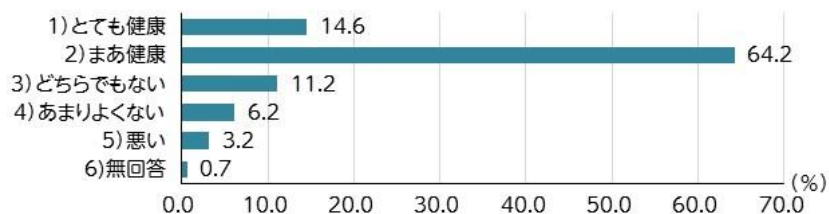
※「日本農業遺産」とは、多様な伝統的農林水産業が営まれている国内の地域の価値を評価し、認知度を高め、地域の活性化につなげるため農林水産省で平成28年度に創設されました。世界及び日本における重要性、並びに歴史的及び現代的重要性を有するものを農林水産大臣が認定する仕組みです。

- 1) 知っている 2) 詳しくは知らないが、聞いたことがある 3) 知らない



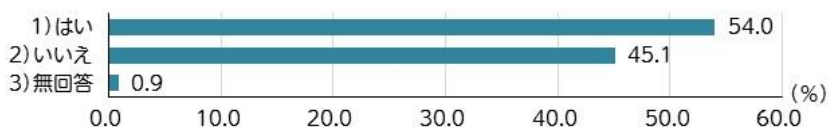
問26 現在の健康状態はどうですか。(1つに○)

- 1) とても健康 2) まあ健康 3) どちらでもない 4) あまりよくない 5) 悪い



問27 睡眠で休養が十分とれていると感じますか。(1つに○)

- 1) はい 2) いいえ



問28 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。(1つに○)

- 1) はい 2) いいえ



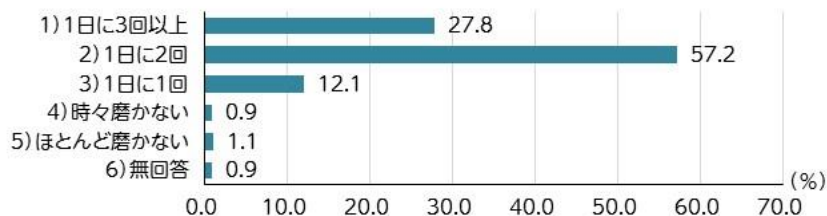
問29 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。(1つに○)

- 1) はい 2) いいえ



問30 歯磨きをどのくらいしていますか。(1つに○)

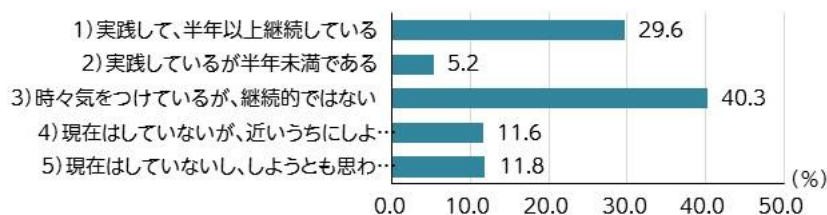
- 1) 1日に3回以上 2) 1日に2回 3) 1日に1回
4) 時々磨かない 5) ほとんど磨かない



問31 あなたは、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の予防や改善のために、①適切な食事、②定期的な運動、③週に複数回の体重測定のいずれかを実践していますか。(1つに○)

※「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」とは「内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常を起こしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態」のことです。

- 1) 実践して、半年以上継続している 2) 実践しているが、半年未満である
3) 時々気をつけているが、継続的ではない
4) 現在はしていないが、近いうちにしようと思っている
5) 現在していないし、しようとも思わない



問32 生活習慣病の予防や改善のために、あなたは、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。(1つに○)

- 1) いつも気をつけて実践している 2) 気をつけて実践している
3) あまり気をつけて実践していない 4) 全く気をつけて実践していない
5) わからない

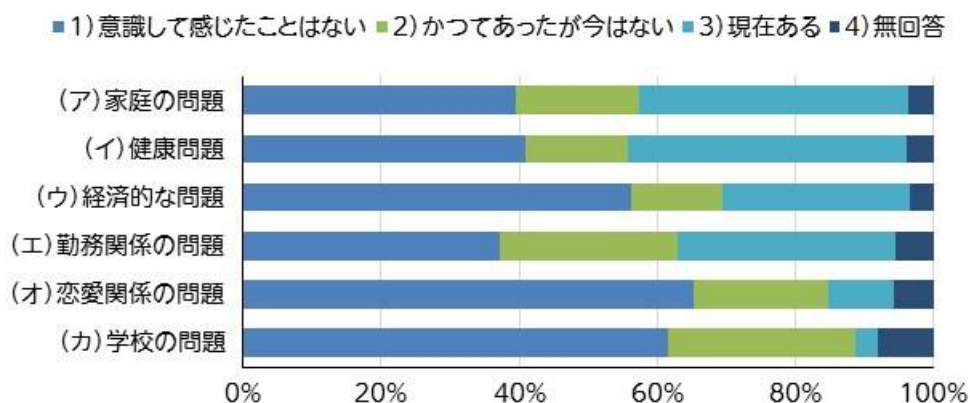


問33 あなたは日頃、悩みや苦勞、ストレス、不安を感じることがありますか。次の(ア)から(カ)のそれぞれについてあてはまるものを1つずつお答えください。

(ア) 家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等）の悩みや苦勞、ストレス、不安を感じていますか。(1つに○)

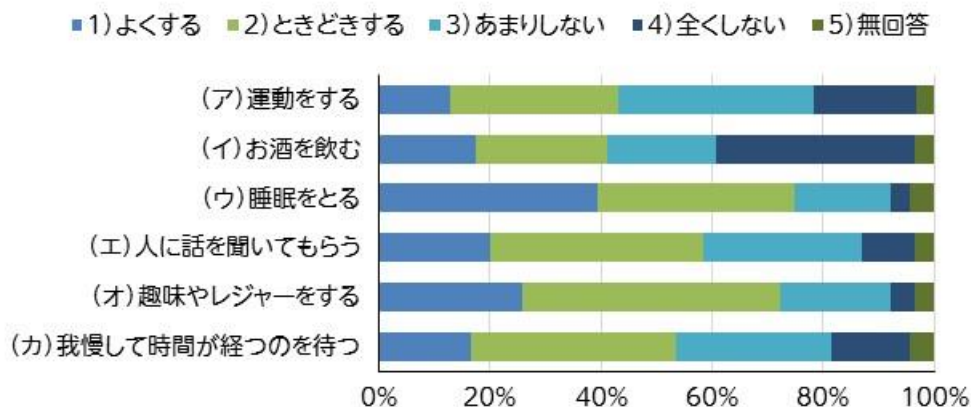
- 1) 意識して感じたことはない 2) かつてあったが今はない 3) 現在ある

- (イ) 病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）の悩みや苦勞、ストレス、不安を感じていますか。（1つに○）
- 1) 意識して感じたことはない 2) かつてあったが今はない 3) 現在ある
- (ウ) 経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）の悩みや苦勞、ストレス、不安を感じていますか。（1つに○）
- 1) 意識して感じたことはない 2) かつてあったが今はない 3) 現在ある
- (エ) 勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間働勞等）の悩みや苦勞、ストレス、不安を感じていますか。（1つに○）
- 1) 意識して感じたことはない 2) かつてあったが今はない 3) 現在ある
- (オ) 恋愛関係の問題（失恋、結婚を巡る悩み等）の悩みや苦勞、ストレス、不安を感じていますか。（1つに○）
- 1) 意識して感じたことはない 2) かつてあったが今はない 3) 現在ある
- (カ) 学校の問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係等）の悩みや苦勞、ストレス、不安を感じていますか。（1つに○）
- 1) 意識して感じたことはない 2) かつてあったが今はない 3) 現在ある



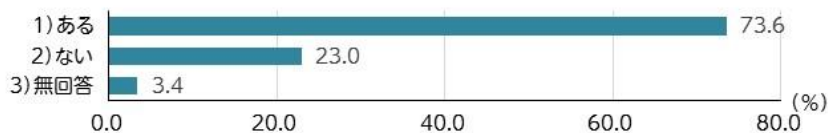
問 34 あなたは日常生活の不満や悩み、苦勞、ストレスを解消するために、次の（ア）～（カ）のことをどのくらいしますか。あてはまるものを1ずつお答えください。

- (ア) 運動をする。（1つに○）
- 1) よくする 2) ときどきする 3) あまりしない 4) 全くしない
- (イ) お酒を飲む。（1つに○）
- 1) よくする 2) ときどきする 3) あまりしない 4) 全くしない
- (ウ) 睡眠をとる。（1つに○）
- 1) よくする 2) ときどきする 3) あまりしない 4) 全くしない
- (エ) 人に話を聞いてもらう。（1つに○）
- 1) よくする 2) ときどきする 3) あまりしない 4) 全くしない
- (オ) 趣味やレジャーをする。（1つに○）
- 1) よくする 2) ときどきする 3) あまりしない 4) 全くしない
- (カ) 我慢して時間が経つのを待つ。（1つに○）
- 1) よくする 2) ときどきする 3) あまりしない 4) 全くしない



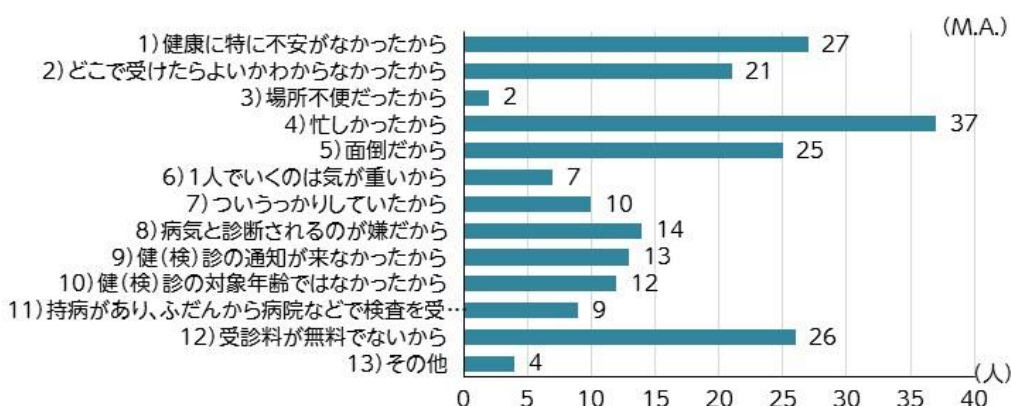
問35 過去1年間に、健（検）診（健康診断やがん検診等）や人間ドックを受けたことがありますか。ただし、妊産婦健診、歯の健康診査、受診に伴う検査はこの問いでは含みません。（1つに○）

- 1) ある 2) なし



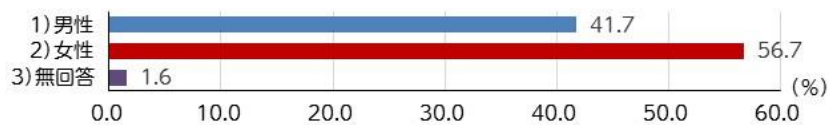
問36 問35の設定で「2.なし」に○をつけた方にうかがいます。受けていない理由は何ですか（あてはまるもの全てに○）。

- 1) 健康に特に不安がなかったから
- 2) どこで受けたらよいかわからなかったから
- 3) 場所が不便だったから
- 4) 忙しかったから
- 5) 面倒だから
- 6) 1人でいくのは気が重いから
- 7) ついっっかりしていたから
- 8) 病気と診断されるのが嫌だから
- 9) 健（検）診の通知が来なかったから
- 10) 健（検）診の対象年齢ではなかったから
- 11) 持病があり、ふだんから病院などで検査を受けているから
- 12) 受診料が無料でないから
- 13) その他（ ）

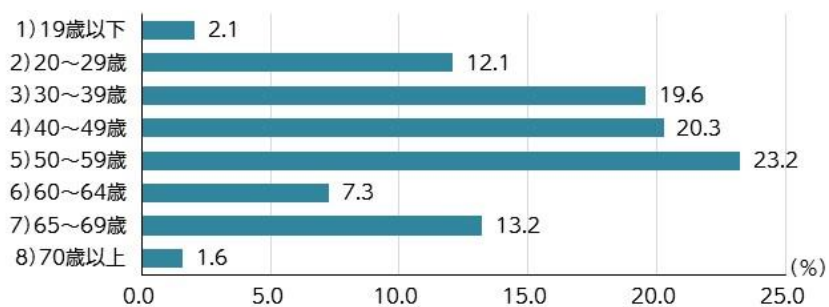


問 37 あなた自身についておたずねします。(1つに○)

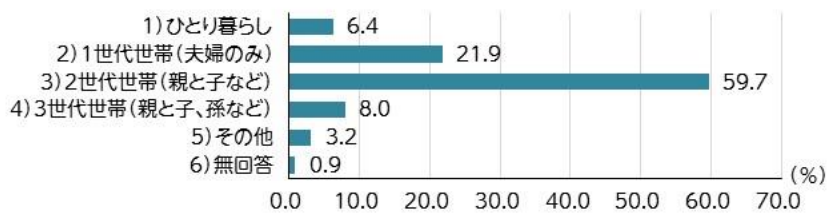
① 性別



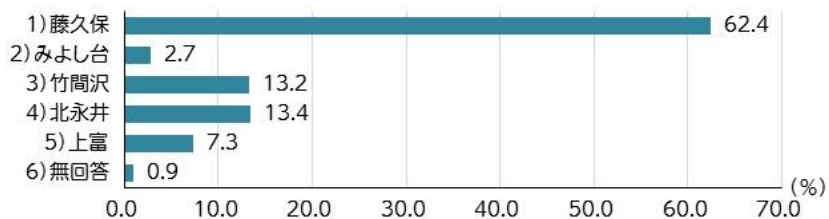
② 年齢



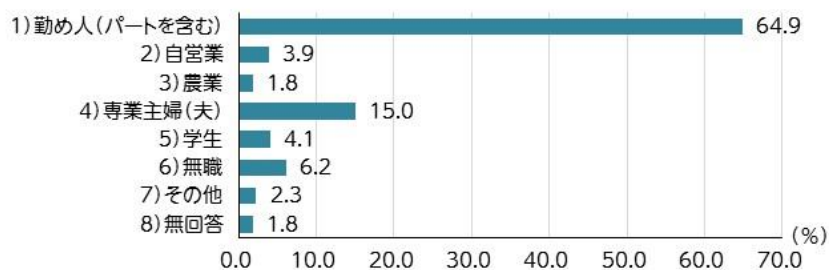
③ 世帯構成



④ 住まいの地区

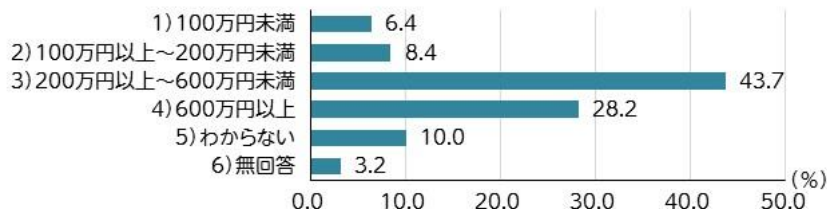


⑤ 職業



問 38 あなたの世帯の過去1年間の年間収入(税込み)はだいたいどのくらいになりますか。学生の方は、仕送りとアルバイト等の額で回答してください。(1つに○)

- 1) 100万円未満 2) 100万円以上～200万円未満 3) 200万円以上～600万円未満
 4) 600万円以上 5) わからない



4) 三芳町健康づくり推進条例制定の経過

(1) 三芳町健康づくり推進条例検討委員会設置要綱

平成25年5月31日

告示第135号

(設置)

第1条 三芳町健康づくり推進条例(以下「条例」という。)の制定に当たり、必要な事項を検討するため、三芳町健康づくり推進条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例に規定すべき重要事項を審議すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の検討のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 町内で健康、医療、福祉、介護に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が特に必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、所掌事項の目的を達成したときまでとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康増進課保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 三芳町健康づくり推進条例検討委員名簿

(50音順 敬称略)

団体名	氏名	備考
学識経験者 (地域医療振興協会ヘルスプロモーション 研究センター常勤顧問(医師))	岩永 俊博	委員長
埼玉県朝霞保健所	富岡 明子	
住民代表	由水 たけ子	
住民代表	浜 初美	
三芳医会代表 (山田内科クリニック院長)	山田 明	副委員長
三芳町校長会代表 (藤久保中学校長)	藤本 直己	
三芳町歯科医師会代表 (はばら歯科院長)	羽原 進	
三芳町社会福祉協議会代表	石森 勉	
三芳町商工会代表 (ジャパンケミコ株式会社)	湯浅 浩一	
三芳町体育協会代表	浜中 市子	

(3) 条例制定の経過

日程	内容	日程	内容
平成25年8月7日	第1回検討委員会	平成26年6月16日 ~7月15日	パブリックコメント
平成25年9月25日	第2回検討委員会	平成26年8月27日	平成26年第6回三芳町議会定例会上程
平成25年11月27日	第3回検討委員会	平成26年9月18日	平成26年第6回三芳町議会定例会可決成立
平成26年1月22日	第4回検討委員会	平成26年9月19日	三芳町健康づくり推進条例公布
平成26年3月19日	第5回検討委員会	平成26年9月30日	第7回検討委員会
平成26年5月28日	第6回検討委員会	平成26年10月1日	三芳町健康づくり推進条例施行

(4) 三芳町健康づくり推進条例

平成26年9月19日

条例第18号

健康は、単に病気がないということではなく、毎日を自分らしく生き生きと暮らすための大切な財産です。そして健康であるということは、住民一人ひとりの願いでもあります。

しかし近年、社会全体の急速な生活環境の変化により、生活習慣病やこころの病などが増え、住民個々の力だけでは健康な生活を送ることが難しくなっています。

こうした中、住民と町が手と手を携えて、「いつでも、どこでも、だれでも」健康で生き生きと暮らせる仕組みづくりに取り組むことが大切です。

ここに、住民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、住民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくり(以下「健康づくり」という。)に関する基本的な事項を定め、住民、地域団体、事業者及び町の協働による住民の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって住民が生涯にわたり健やかで充実して暮らすことができる活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 住民等で構成される営利を目的としない団体で、町内において活動を行うものをいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 住民は、自分らしく生き生きと暮らすため健康づくりを主体的に行うこと。
- (2) 町、住民、地域団体及び事業者は、協働による健康づくりの推進を積極的に行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定するとともに、これを実施しなければならない。

2 町は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民、地域団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、健康づくりに関する理解を深め、個人の状況に応じた健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、他の地域団体が行う健康づくりに関する活動及び町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その使用する労働者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、それぞれが保有する健康づくりに関する情報、技術をもとに、町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(健康づくり推進会議)

第8条 健康づくりの推進に関し必要な事項を協議するため、三芳町健康づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の組織)

第9条 推進会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 医師
 - (3) 歯科医師
 - (4) 教育関係者
 - (5) 公募による住民
 - (6) 地域団体を代表する者
 - (7) 事業者を代表する者
 - (8) 関係行政機関の職員
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が特に必要と認めたる者
- (任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、推進会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(健康づくり推進計画)

第13条 町長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する計画(以下「健康づくり推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関する目標及び健康指標に関すること。
- (2) 世代に応じた食育の推進、生活習慣病の予防対策、がん対策、歯科口腔保健及び^くころの健康を保持するための施策に関すること。
- (3) 子どもに関する健康づくりの普及啓発及び子どもの成長に応じた施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、健康づくり推進計画を策定するときは、推進会議の意見を聴くとともに、住民、地域団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(住民、地域団体及び事業者との協働の機会)

第14条 町長は、住民、地域団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、意見を交換する機会、学習する機会、施策及び取り組みについて評価する機会を設けるものとする。

(調査及び研究並びに情報提供)

第15条 町長は、健康づくりを効果的に推進するために必要な知識、手法及び技術に係る調査及び研究を地域団体及び事業者と協働して行うものとする。

2 町長は、健康づくりを推進するため、住民、地域団体及び事業者に対して、健康づくりに関する情報の提供を行うものとする。

(関係機関との連携)

第16条 町は、健康づくりを効果的に推進するため、国、地方公共団体等関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年三芳町条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

5) 計画策定の経過

(1) 三芳町健康づくり推進会議委員名簿

(敬称略)

推進委員		団体名	氏名	備考
第1号委員	学識経験を有する者	元 国立保健医療科学院研修企画部長 現 健康なまちづくり支援ネットワーク	岩永 俊博	
第2号委員	医師 (三芳医会代表)	山田内科クリニック 院長	山田 明	
第3号委員	歯科医師 (三芳町歯科医師会代表)	大進歯科医院 院長	佐藤 昭彦	平成29～30年度
		はばら歯科 院長	羽原 進	平成31年度～
第4号委員	教育関係者 (三芳町立小中学校長会代表)	三芳町立竹間沢小学校長	柿沼 秀樹	平成29～30年度
		三芳町立藤久保小学校 校長	佐藤 和秀	平成31年度～
	教育関係者 (研究機関)	淑徳大学看護栄養学部 准教授	平岡 真実	平成29～30年度
		東京家政大学健康科学部看護学科 教授	山口 佳子	平成31年度～
第5号委員	公募による住民	一般住民	由水 たけ子	
			羽鳥 あき	
第6号委員	地域団体を代表する者	三芳町区長会代表	伊藤 敏彦	
		三芳町社会福祉協議会 事務局長	尾崎 恒男	
		三芳町体育協会代表	浜中 市子	
第7号委員	事業者を代表する者	三芳町商工会代表	湯浅 浩一	
第8号委員	関係行政機関の職員	埼玉県朝霞保健所	原田 由美子	平成29～30年度
			田中 由香	平成31年度～

(2) 計画策定の経過

日程	内容	日程	内容
平成30年8月1日	平成30年度第1回食育推進検討会議	令和元年7月24日	令和元年度第2回健康づくり推進会議
平成30年11月7日	平成30年度第1回健康づくり推進会議	令和元年7月30日	令和元年度第1回食育推進検討会議
平成31年1月21日	平成30年度第2回食育推進検討会議	令和元年9月4日	パブリックコメント ～10月3日
平成31年1月23日	平成30年度第2回健康づくり推進会議		
平成31年3月13日	平成30年度第3回健康づくり推進会議	令和元年10月3日	令和元年度第2回食育推進検討会議
平成31年3月22日	平成30年度第3回食育推進検討会議	令和元年10月9日	令和元年度第3回健康づくり推進会議
令和元年5月29日	令和元年度第1回健康づくり推進会議	令和元年10月	三芳町健康づくり推進計画策定

6) 評価指標と目標値に関する出典・現状値等

本計画の評価指標とする目標値の出典、現状の値については次のとおりである。

(1) 計画全体に対する評価指標と目標値

項目	出所	現状値の算出
① 自分のことを健康だと思う人	平成30年度三芳町住民意識調査結果（三芳町政策推進室）	問2現在の健康状態についての選択肢「1. よい」と「2. まあよい」の合計の割合
② 平均寿命	平成27年市区町村別生命表（厚生労働省/e-stat 政府統計窓口）	男女別0歳の平均余命
③ 65歳健康寿命	統計からみた埼玉縣市町村のすがた2018（埼玉県総務部統計課）	男女別65歳健康寿命の年
④ 三芳町の愛着度	平成30年度三芳町住民意識調査結果（三芳町政策推進室）	問8三芳町の愛着についての選択肢「1. 非常に感じる」と「2. やや感じる」の合計の割合
⑤ 保健医療サービスの満足度		問14町の現状についての満足度、保健福祉30) 日常の保健医療サービスについての選択肢「5. 満足」と「4. ほぼ満足」の合計に割合
⑥ 救急医療体制の満足度		問14町の現状についての満足度、保健福祉31) 救急医療体制についての選択肢「5. 満足」と「4. ほぼ満足」の合計の割合

(2) 6つの重点施策

I. 世代に応じた食育の推進

項目	出所	現状値の算出
① 食育に関心を持っている人の割合	平成 30 年度三芳町食に関する意識調査結果（三芳町健康増進課）	問 1 食育の関心についての選択肢「1. 関心がある」と「2. どちらかといえば関心がある」の合計の割合
② 家族や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させている人の割合		問 12 (イ) 食を通じたコミュニケーションの充実についての選択肢「1. 必ずしている」と「2. しばしばしている」の合計の割合
③ 食べ残しを減らす努力をしている人の割合		問 6 食べ残しを減らす努力についての選択肢「1. 必ずしている」と「2. しばしばしている」の合計の割合
④ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の割合		問 17 主食・主菜・副菜をそろえた食事についての選択肢「1. ほぼ毎日」と「2. 週に4~5日」の合計の割合
⑤ みよし野菜を知っている人の割合		問 19 みよし野菜についての選択肢「1. 知っている」と「2. 詳しくは知らないが、聞いたことはある」の合計の割合
⑥ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している人の割合		問 23 伝統的な料理や作法についての選択肢「1. 受け継いでいる」の割合

II. 生活習慣病対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① 肥満（BMI25.0以上）の人の割合（40歳から64歳）	KDBシステム健診有所見者状況（平成29年度累計）を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工（三芳町住民課・健康増進課）	厚生労働省様式（様式5-2）健診有所見者状況（男女別・年齢調整）のBMI 40歳から64歳「地域」の割合
② 朝食をほとんど食べない人の割合（20歳から39歳）	平成 30 年度三芳町食に関する意識調査結果（三芳町健康増進課）	問 9 朝食についての選択肢「5.ほとんど食べない」と問 37 年齢についての選択肢「2. 20~29歳、3. 30~39歳」のクロス集計値の割合
④ 外食や食品を買うときに栄養表示を見る人の割合		問 14 栄養表示についての選択肢「1.いつも見る」と「2.ときどき見る」の合計の割合
⑤ 軽く汗をかく運動を継続的に実施している人の割合		問 28 軽く汗をかく運動についての選択肢「1.はい」の割合
⑥ 高血糖（HbA1c5.6%以上）	KDBシステム健診有所見者状況（平成29年度累計）を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工（三芳町住民課・健康増進課）	厚生労働省様式（様式5-2）健診有所見者状況（男女別・年齢調整）のHbA1c 総数「地域」の割合
⑦ 高血圧（収縮期血圧130mmHg以上）		厚生労働省様式（様式5-2）健診有所見者状況（男女別・年齢調整）の収縮期血圧 総数「地域」の割合
⑧ 脂質異常（中性脂肪150ml/dL以上）		厚生労働省様式（様式5-2）健診有所見者状況（男女別・年齢調整）の中性脂肪 総数「地域」の割合

Ⅲ. 総合的ながん（悪性新生物）対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① 肺がん検診受診率	埼玉県がん検診精度管理事業報告 (平成 30 年度累計) (三芳町健康増進課)	肺がん検診受診状況 (X 線検査)、男女別の合計値より算出
② 大腸がん検診受診率		大腸がん検診受診状況 (一次検診)、男女別の合計値より算出
③-1 胃がん検診バリウム検査受診率		胃がん検診受診状況 (一次検診: 胃 X 線)、男女別の合計値より算出
③-2 胃がん検診内視鏡検査受診率		胃がん検診受診状況 (一次検診: 胃内視鏡)、男女別の合計値より算出
④ 乳がん検診受診率		乳がん検診受診状況 (一次検診)、女性の数値より算出
⑤ 子宮頸がん検診受診率		子宮頸がん検診受診状況 (一次検診) 全体、女性の数値より算出
⑥ 習慣的にたばこを吸っている人の割合	KDBシステム質問票調査状況 (平成 30 年度累計) を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工 (三芳町住民課・健康増進課)	質問票調査の状況 (男女別・年齢調整) の「喫煙」の総数、該当者割合「地域」の割合
⑦ 定期的に健 (検) 診を受けている人の割合	平成 30 年度三芳町食に関する意識調査結果 (三芳町健康増進課)	問 35 健 (検) 診の受診についての選択肢「1. ある」の割合

Ⅳ. 歯科口腔 (くう) 保健対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① 3歳児のう蝕のない人の割合	平成 27 年度実績埼玉県歯科保健サービス状況調査 (埼玉県健康長寿課)	市町村別の歯科保健データ、3 歳児のう蝕のない人の割合 (%) の割合
② 12歳児の一人平均う蝕数	平成 27 年度実績埼玉県歯科保健サービス状況調査 (埼玉県健康長寿課)	市町村別の歯科保健データ、12 歳児の一人平均う蝕数 (本) の割合
③ 1日に3回以上、はみがきをしている人の割合	平成 30 年度三芳町食に関する意識調査結果 (三芳町健康増進課)	問 30 歯磨きについての選択肢「1. 1 日に 3 回以上」の割合
④ 何でもかんで食べることができる人の割合	KDBシステム質問票調査状況 (平成 30 年度累計) を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工 (三芳町住民課・健康増進課)	質問票調査の状況 (男女別・年齢調整) の「咀嚼何でも」の総数、該当者割合「地域」の割合
⑤ 保護者が毎日仕上げ磨きをしている人の割合 (1 歳 6 か月児)	平成 30 年度健やか親子 21 に関する調査 (三芳町健康増進課)	健やか親子 21 に関する調査 (1 歳 6 か月児健診) 問 3 保護者による仕上げ磨きについての選択肢「1. 仕上げ磨きをしている」の割合

V. こころの健康づくり

項目	出所	現状値の算出
① 自殺に追い込まれた人の人数（10年間の平均）	平成21年から平成30年の自殺統計、地域における自殺の基礎資料をもとに算出（厚生労働省/三芳町福祉課）	平成21年から平成30年の10年間の平均人数
② ストレスを解消するためにお酒を飲む人の割合	平成30年度三芳町食に関する意識調査結果（三芳町健康増進課）	問34（イ）ストレス解消の飲酒についての選択肢「1. よくする」と「2. とまどきする」の合計の割合
③ ストレスを解消するために睡眠をとる人の割合		問34（ウ）ストレス解消の睡眠についての選択肢「1. よくする」と「2. とまどきする」の合計の割合
④ ストレスを解消するために我慢して時間が経つのを待つ人の割合		問34（カ）ストレス解消の我慢して時間が経つのを待つについての選択肢「1. よくする」と「2. とまどきする」の合計の割合

VI. 親と子の健康づくり

項目	出所	現状値の算出
① 乳幼児健診受診率	平成30年度乳幼児健診受診者数をもとに算出（三芳町健康増進課）	5つの乳幼児健診（4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児）の受診率（受診者数/対象者数×100）の平均の割合
② 育児で悩んでいても解決できる人の割合	平成30年度健やか親子21に関する調査（厚生労働省/三芳町健康増進課）	健やか親子21に関する調査4か月児、1歳6か月児 問10-②、3歳児問6-② 育てにくさを感じた時の解決方法についての選択肢「1. はい」の割合
③ ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合		健やか親子21に関する調査4か月児、1歳6か月児 問9、3歳児問5 ゆったりとした気分で過ごせる時間についての選択肢「1. はい」の割合
④ 産後1か月程度、助産師や保健師から指導・ケアを十分に受けることができた人の割合		健やか親子21に関する調査（4か月児健診）問1 妊娠・出産時の満足についての選択肢「1. はい」の割合

(3) その他の施策

VII. 感染症予防対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① 1歳6か月児健診までに麻しん風しんワクチンの予防接種を受けた人の割合	平成30年度健やか親子21に関する調査（厚生労働省/三芳町健康増進課）	健やか親子21に関する調査（1歳6か月児健診）問5 麻しん・風しん予防接種についての選択肢「1. はい」の割合
② 1歳6か月児健診までに四種混合ワクチンの予防接種を受けた人の割合		健やか親子21に関する調査（1歳6か月児健診）問4 四種混合予防接種についての選択肢「1. はい」の割合
③ 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率	平成30年度の接種者数をもとに接種率を算出（三芳町健康増進課）	当該年度の「接種者数/対象者数×100」で求めた割合

X. その他

項目	出所	現状値の算出
① 習慣的にたばこを吸っている人の割合	KDBシステム質問票調査状況(平成30年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)	質問票調査の状況(男女別・年齢調整)の「喫煙」の総数、該当者割合「地域」の割合
② 妊娠中にたばこを吸っていた母親の割合	平成30年度健やか親子21に関する調査(厚生労働省/三芳町健康増進課)	健やか親子21に関する調査(4か月児健診)問2 妊娠中の喫煙についての選択肢「2. あり」の割合
③ 3歳未満の児を持つ親がたばこを吸っている割合		健やか親子21に関する調査4か月児問3問4、1歳6か月児、3歳児問1問2 育児期間中の両親の喫煙についての選択肢「2. あり」の割合
④ 妊娠中にお酒を飲んでた母親の割合		健やか親子21に関する調査(4か月児健診)問5 妊娠中の飲酒についての選択肢「2. あり」の割合
⑤ ストレスを解消するためにお酒を飲む人の割合	平成30年度健やか親子21に関する調査(三芳町健康増進課)	問34(イ) ストレス解消の飲酒についての選択肢「1. よくする」と「2. とときどきする」の合計の割合

7) 関係法規

(1) 食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

第百六十二回通常国会

第二次小泉内閣

改正 平成二一年六月五日法律第四九号

同二七年九月一日同第六六号

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の

推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が

実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画)が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の

推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実に図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 健康増進法

(平成十四年八月二日)

(法律第百三号)

第百五十四回通常国会

第一次小泉内閣

改正 平成一五年五月三〇日法律第五五号

同一五年五月三〇日同第五六号

同一七年六月二九日同第七七号

同一七年七月二六日同第八七号

同一八年六月二一日同第八三号

同一九年四月二三日同第三〇号

同一九年七月六日同第一〇九号

同一九年七月六日同第一一一号

同二〇年六月一八日同第七三号

同二一年六月五日同第四九号

同二三年六月二二日同第七二号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年六月二八日同第七〇号

同二六年五月二一日同第三八号

同二六年六月四日同第五一号

同二六年六月一三日同第六七号

同二六年六月一三日同第六九号

同二九年五月三一日同第四一号

同三〇年七月二五日同第七八号

健康増進法をここに公布する。

健康増進法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針等(第七条—第九条)

第三章 国民健康・栄養調査等(第十条—第十六条の二)

第四章 保健指導等(第十七条—第十九条の四)

第五章 特定給食施設(第二十条—第二十四条)

第六章 受動喫煙防止

第一節 総則(第二十五条—第二十五条の四)

第二節 受動喫煙を防止するための措置(第二十五条の五一—第二十五条の十三)

第七章 特別用途表示等(第二十六条—第三十三条)

第八章 雑則(第三十四条—第三十五条)

第九章 罰則(第三十六条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
 - 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
 - 三 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
 - 四 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
 - 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
 - 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
 - 七 学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)の規定により健康増進事業を行う者
 - 八 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の規定により健康増進事業を行う市町村
 - 九 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定により健康増進事業を行う事業者
 - 十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
 - 十一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定により健康増進事業を行う市町村
 - 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
 - 十三 その他健康増進事業を行う者であって、政令で定めるもの
- (平一七法七七・平一八法八三・平一九法三〇・平二〇法七三・一部改正)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(平一八法八三・平二三法一〇五・一部改正)

(健康診査の実施等に関する指針)

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(以下「健康診査等指針」という。)を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(平二六法三八・平二六法六七・一部改正)

(調査世帯)

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

(国の負担)

第十三条 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。

(調査票の使用制限)

第十四条 国民健康・栄養調査のために集められた調査票は、第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用してはならない。

(省令への委任)

第十五条 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活習慣病の発生の状況の把握)

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

(食事摂取基準)

第十六条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準

(以下この条において「食事摂取基準」という。)を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項

二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(平二五法七〇・追加)

第四章 保健指導等

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

(平一八法八三・一部改正)

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(平一八法八三・一部改正)

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する

都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

(平一八法八三・追加)

(都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施)

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(平一八法八三・追加)

(報告の徴収)

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

(平一八法八三・追加)

第五章 特定給食施設

(平三〇法七八・改称)

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 受動喫煙防止

(平三〇法七八・章名追加)

第一節 総則

(平三〇法七八・節名追加)

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(平三〇法七八・追加)

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)の管理権原者(施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(平三〇法七八・追加・一部改正)

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(平三〇法七八・追加・一部改正)

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号において同じ。)を発生させることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する場所をいう。

(平三〇法七八・追加・一部改正)

第二節 受動喫煙を防止するための措置

(平三〇法七八・節名追加)

(特定施設における喫煙の禁止等)

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出手を命ずることができる。

(平三〇法七八・追加)

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙しようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出手を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(平三〇法七八・追加)

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(平三〇法七八・追加)

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供できないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(平三〇法七八・追加)

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平三〇法七八・追加)

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(平三〇法七八・追加)

(適用除外)

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定(第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所
二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所(当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

(平三〇法七八・追加)

(受動喫煙に関する調査研究)

第二十五条の十二 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

(平三〇法七八・追加・旧第二十五条の六線下)

(経過措置)

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(平三〇法七八・追加)

第七章 特別用途表示等

(平一五法五六・平二五法七〇・改称、平三〇法七八・旧第六章線下)

(特別用途表示の許可)

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、研究所又は内閣総理大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)に、第一項の許可を行うについて必要な試験(以下「許可試験」という。)を行わせるものとする。

4 第一項の許可を申請する者は、実費(許可試験に係る実費を除く。)を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあっては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつ

ては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

6 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品(以下「特別用途食品」という。)につき、内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(平一五法五六・平二一法四九・一部改正)

(登録試験機関の登録)

第二十六条の二 登録試験機関の登録を受けようとする者は、内閣府令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、内閣総理大臣に登録の申請をしなければならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(欠格条項)

第二十六条の三 次の各号のいずれかに該当する法人は、第二十六条第三項の登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなくなった日から二年を経過しないもの

二 第二十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

三 第二十六条の十三の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(平一五法五六・追加)

(登録の基準)

第二十六条の四 内閣総理大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、許可試験は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の下欄に掲げる数以上であること。

二 次に掲げる許可試験の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 試験を行う部門に許可試験の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ 許可試験の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところから従い許可試験の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三 登録申請者が、第二十六条第一項若しくは第二十九条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第八項に規定する営業者(以下この号及び第二十六条の十第二項において「特別用途食品営業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別用途食品営業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員)に占める特別用途食品営業者の役員又は職員(過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、特別用途食品営業者の役員又は職員(過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録試験機関が許可試験を行う事業所の名称及び所在地

(平一五法五六・追加、平一七法八七・平二一法四九・一部改正)

(登録の更新)

第二十六条の五 登録試験機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(試験の義務)

第二十六条の六 登録試験機関は、許可試験を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、許可試験を行わなければならない。

(平一五法五六・追加)

(事業所の変更の届出)

第二十六条の七 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(試験業務規程)

第二十六条の八 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程(以下「試験業務規程」という。)を定め、許可試験の業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の内閣府令で定める事項を定めておかななければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(業務の休廃止)

第二十六条の九 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十二条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かななければならない。

2 特別用途食品営業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(平一五法五六・追加、平一七法八七・平二一法四九・平三〇法七八・一部改正)

(秘密保持義務等)

第二十六条の十一 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、許可試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 許可試験の業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(平一五法五六・追加)

(適合命令)

第二十六条の十二 内閣総理大臣は、登録試験機関が第二十六条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(登録の取消し等)

第二十六条の十三 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十六条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第二十六条の八第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。

五 第二十六条の八第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第二十六条第三項の登録(第二十六条の五第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(帳簿の記載)

第二十六条の十四 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第二十六条の十五 登録試験機関以外の者は、その行う業務が許可試験であると人を誤認させるような表示その他の行為をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う業務が許可試験であると人を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(報告の徴収)

第二十六条の十六 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(立入検査)

第二十六条の十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(公示)

第二十六条の十八 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十六条第三項の登録をしたとき。

二 第二十六条の五第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。

三 第二十六条の七の規定による届出があつたとき。

四 第二十六条の九の規定による許可をしたとき。

五 第二十六条の十三の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(特別用途食品の検査及び取去)

第二十七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を取去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により取去された食品の試験を行わせるものとする。

(平一五法五五・平一五法五六・平二一法四九・一部改正)

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 第二十六条第六項の規定に違反したとき。

二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。

三 当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に係る特別用途表示をすることが適切でないことが判明するに至つたとき。

(平一八法八三・全改、平二一法四九・一部改正)

(特別用途表示の承認)

第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の承認を受けることができる。

2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

(平一八法八三・平二一法四九・一部改正)

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第三十条 本邦において販売に供する食品であって、第二十六条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第二十六条第一項に規定する特別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第三十七条第二号の規定を適用する。

(誇大表示の禁止)

第三十一条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正、平二五法七〇・旧第三十二条の二繰上)

(勧告等)

第三十二条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であって健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品及び第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正、平二五法七〇・旧第三十二条の三繰上・一部改正、平二六法五一・一部改正)

(再審査請求等)

第三十三条 第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(平一五法五六・平二一法四九・平二五法七〇・平二六法六九・一部改正)

第八章 雑則

(平三〇法七八・旧第七章繰下)

(事務の区分)

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平二五法七〇・平二六法六九・一部改正)

(権限の委任)

第三十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

(平二一法四九・一部改正)

第九章 罰則

(平三〇法七八・旧第八章繰下)

第三十六条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当

な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であった者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

3 第二十六条の十一第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第二十六条の十三の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一五法五六・一部改正)

第三十六条の二 第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一五法五六・追加、平二五法七〇・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第二十六条第一項の規定に違反した者

三 第二十六条の十五第二項の規定による命令に違反した者

(平一五法五六・平二五法七〇・一部改正)

第三十七条の二 次に掲げる違反があった場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の九の規定による許可を受けずに、許可試験の業務を廃止したとき。

二 第二十六条の十四の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第二十六条の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十六条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(平一五法五六・追加)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平二五法七〇・一部改正)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七

条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(平一五法五六・一部改正)

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(平三〇法七八・全改)

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

(平三〇法七八・追加)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(平三〇法七八・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三六〇号で、本文に係る部分は、平成一五年五月一日から施行)

(平成一六年政令第一九七号で、ただし書に係る部分は、平成一六年八月一日から施行)

(栄養改善法の廃止)

第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三月を経過する日までの間は、第二十条第一項の届出をしないで、引き続きその事業を行うことができる。

第四条 施行日前にした附則第二条の規定による廃止前の栄養改善法の規定による許可、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第六条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一五年政令第五〇四号で平成一六年二月二七日から施行)

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第三十九条」を「第四十条」に改める部分を除く。)、第六章の章名の改正規定、第三十二条の次に二条を加える改正規定、第三十三条の改正規定、第三十六条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一五年政令第五〇二号で、本文に係る部分は、平成一六年二月二七日から施行)

(平成一五年政令第三四八号で、ただし書に係る部分は、平成一五年八月二九日から施行)

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第二十六条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十六条の八第一項の規定による試験業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、

この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〇会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一七法律八七)抄

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一八年五月一日)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四條、第百十七條、第百二十條、第百二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び第百三十條の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一

条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平二三法七二・一部改正)

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第百条まで、第百三条、第百五条から第百八条まで、第百二十条、第百二十一条、第百二十三から第百二十五条まで、第百二十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

(施行の日=平成二二年一月一日)

(平一九法一〇九・一部改正)

(罰則に関する経過措置)

第百四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

(平一九法一一一・一部改正)

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほ

か、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定においては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

(平成二七年政令第六七号で平成二七年四月一日から施行)

(経過措置)

第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月二一日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第三四号で平成二七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第八十六号の改正規定に限る。)の規定 平成二十八年四月一日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又は

すべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月三十一日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年七月二五日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成三一年政令第五号で平成三一年一月二四日から施行)

三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成三一年政令第五号で平成三一年七月一日から施行)

(特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の責務)

第五条 第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第四号に規定する特定施設において附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙(第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。)を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

別表(第二十六条の四関係)

(平一五法五六・追加、平二九法四一・一部改正)

一 遠心分離機

二 純水製造装置

三 超低温槽

四 ホモジナイザー

五 ガスクロマトグラフ

六 原子吸光分光光度計

七 高速液体クロマトグラフ

八 乾熱滅菌器

九 光学顕微鏡

十 高圧滅菌器

十一 ふ卵器 次の各号のいずれかに該当すること。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

四 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

五 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

六 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 中欄の第一号から第三号までのいずれかに該当する者三名及び同欄の第四号から第六号までのいずれかに該当する者三名

(3) がん対策基本法

(平成十八年六月二十三日)

(法律第九十八号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二〇年一月九日法律第九三号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年一月二七日同第八四号

同二五年一月二三日同第一〇三号

同二六年六月一三日同第六七号

同二八年一月一六日同第一〇七号

がん対策基本法をここに公布する。

がん対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 がん対策推進基本計画等(第十条—第十二条)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進(第十三条・第十四条)

第二節 がん医療の均てん化の促進等(第十五条—第十八条)

第三節 研究の推進等(第十九条)

第四節 がん患者の就労等(第二十条—第二十二条)

第五節 がんに関する教育の推進(第二十三条)

第四章 がん対策推進協議会(第二十四条・第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者(がん患者であった者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(平二八法一〇七・一部改正)

(基本理念)

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という。)を受けられることができるようにすること。

三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

五 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。

六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

(平二八法一〇七・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のつとりに、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念のつとりに、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診(その結果に基づく必要な対応を含む。))に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(平二八法一〇七・一部改正)

(国民の責務)

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(平二八法一〇七・一部改正)

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(平二八法一〇七・追加)

(法制上の措置等)

第九条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一〇七・旧第八条線下)

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

(平二八法一〇七・旧第九条線下・一部改正)

(関係行政機関への要請)

第十一条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(平二八法一〇七・旧第十条線下)

(都道府県がん対策推進計画)

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めなければならない。

(平二三法一〇五・一部改正、平二八法一〇七・旧第十一条線下・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十二条線下・一部改正)

(がん検診の質の向上等)

第十四条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがん(り)患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十三条線下・一部改正)

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十四条線下・一部改正)

(医療機関の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けられるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(平二〇法九三・平二六法六七・一部改正、平二八法一〇七・旧第十五条線下)

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活(これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。)の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十六条線下・一部改正)

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者(その家族を含む。第二十条及び第二十二條において同じ。)に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第二項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この

項において同じ。)、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

(平二八法一〇七・旧第十七条線下・一部改正)

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

3 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二五法八四・一部改正、平二八法一〇七・旧第十八条線下・一部改正)

第四節 がん患者の就労等

(平二八法一〇七・追加)

(がん患者の雇用の継続等)

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・追加)

(がん患者における学習と治療との両立)

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続かつ円滑に受けられるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・追加)

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・追加)

第五節 がんに関する教育の推進

(平二八法一〇七・追加)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教

育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・追加)

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平二八法一〇七・旧第十九条線下・一部改正)

第二十五条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二八法一〇七・旧第二十条線下)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月九日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十条及び第二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十五条 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二六年政令第二六八号で平成二六年一月二五日から施行)

(平二五法一〇三・一部改正)

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(平二五法一〇三・旧第九十九条線下)

(政令への委任)

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(平二五法一〇三・旧第一百一条線下)

附 則 (平成二五年一月三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(この法律の公布の日=平成二五年一月三日)

附 則 (平成二六年六月一日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含

む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二八年一月一六日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

(4) 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第一百七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔(くう)の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他

歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究

その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的

な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(5) 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二七年九月一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺

対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条線上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条線上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条線下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条線下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条線下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章線下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族

等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条線下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条線下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条線下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条線下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適

切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条線下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条線下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条線下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条線下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章線下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条線下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(6) 母子保健法

(昭和四十年八月十八日)

(法律第四百一十一号)

第四十九回臨時国会

第一次佐藤内閣

改正 昭和六〇年五月一八日法律第三七号

同六〇年七月一二日同第九〇号

同六一年五月八日同第四六号

同六一年一二月二六日同第一〇九号

平成元年四月一〇日同第二二号

同三年五月二一日同第七九号

同五年一一月一二日同第八九号

同六年六月二九日同第四九号

同六年六月二九日同第五六号

同六年七月一日同第八四号

同八年六月二六日同第一〇五号

同十一年七月一六日同第八七号

同十一年七月一六日同第一〇二号

同十一年一二月八日同第一五一号

同十一年一二月二二日同第一六〇号

同十三年一二月一二日同第一五三号

同十四年八月二日同第一〇三号

同十五年七月一六日同第一二一号

同一七年四月一日同第二五号

同一七年一一月七日同第一二三号

同二〇年六月一八日同第七三号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二四年八月二二日同第六七号

同二六年五月三〇日同第四七号

同二六年六月四日同第五一号

同二八年六月三日同第六三号

令和元年五月三一日同第一六号

母子保健法をここに公布する。

母子保健法

目次

第一章 総則(第一条—第八条の三)

第二章 母子保健の向上に関する措置(第九条—第二十一条の四)

第三章 母子健康包括支援センター(第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条—第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療

その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(平二八法六三・一部改正)

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(平一一法一五一・一部改正)

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。)及び同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、

同条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(昭六〇法九〇・平一一法八七・平一一法一〇二・平一五法一二一・一部改正)

(都道府県の援助等)

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(平六法八四・全改)

(実施の委託)

第八条の二 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産師その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

(平六法八四・追加、平一三法一五三・一部改正)

(連携及び調和の確保)

第八条の三 都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たっては、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

(平六法八四・追加、平二〇法七三・一部改正)

第二章 母子保健の向上に関する措置

(知識の普及)

第九条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(昭六一法一〇九・平三法七九・平六法八四・一部改正)

(保健指導)

第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一三法一五三・一部改正)

(新生児の訪問指導)

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一三法一五三・一部改正)

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

(平六法八四・全改、平一一法一六〇・平一四法一〇三・一部改正)

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平二四法六七・一部改正)

(栄養の摂取に関する援助)

第十四条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(昭六一法一〇九・一部改正)

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一一法一六〇・平二四法六七・一部改正)

(母子健康手帳)

第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

4 前項の厚生労働省令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(昭六一法一〇九・平三法七九・平一一法一六〇・平一三法一五三・平一四法一〇三・一部改正)

(妊産婦の訪問指導等)

第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊

娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一三法一五三・平二四法六七・一部改正)

(低体重児の届出)

第十八条 体重が二千五百グラム未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平二三法一〇五・一部改正)

(未熟児の訪問指導)

第十九条 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一三法一五三・平二三法一〇五・一部改正)

(健康診査に関する情報の提供の求め)

第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつて当該市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という。)に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第二十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

(令元法一六・追加)

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行うものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。)が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第十九条の二十(第二項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(昭六一法一〇九・平五法八九・平六法五六・平六法八四・平一七法一六〇・平一七法一二三・平二三法一〇五・平二六法四七・平二六法五一・一部改正)

(医療施設の整備)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、妊産婦並びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の医療が適切に提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならない。

(平六法八四・追加)

(調査研究の推進)

第二十条の三 国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のために必要な調査研究の推進に努めなければならない。

(平六法八四・追加)

(費用の支弁)

第二十一条 市町村が行う第十二条第一項の規定による健康診査に要する費用及び第二十条の規定による措置に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

(平六法八四・全改、平一四法一〇三・平二三法一〇五・一部改正)

(都道府県の負担)

第二十一条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。

(平二三法一〇五・全改)

(国の負担)

第二十一条の三 国は、政令の定めるところにより、第二十一条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その二分の一を負担するものとする。

(平六法八四・追加、平一七法二五・平二三法一〇五・一部改正)

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に囑託することができる。

3 第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(平六法八四・追加、平一一法八七・平一七法一二三・平二三法一〇五・一部改正)

第三章 母子健康包括支援センター

(平二八法六三・改称)

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く。)

3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、

相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

(平二八法六三・一部改正)

第四章 雑則

(非課税)

第二十三条 第二十条の規定により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(差押えの禁止)

第二十四条 第二十条の規定により金品の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、差し押えることができない。

第二十五条 削除

(昭六一法一〇九)

(大都市等の特例)

第二十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(昭六一法一〇九・平六法四九・平一一法八七・一部改正)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(平一一法八七・追加、平一一法一六〇・平一七法一二三・平二六法四七・一部改正)

(権限の委任)

第二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(平一一法一六〇・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四〇年政令第三八四号で昭和四一年一月一日から施行)

(養育医療の給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたつて、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の五第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十条第五項の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

(母子健康手帳に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(昭和六十年度の特例)

第十七条 第二十一条第二項及び第二十七条第三項の規定の昭和六十年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(昭六〇法三七・追加)

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第十八条 第二十一条第二項及び第二十七条第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

(昭六一法四六・追加)

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第三条、第七条及び第十一条の規定、第二十四条の規定(民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、第二十五条の規定(社会福祉事業法第十七条及び第二十一条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、第二十八条の規定(児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)並びに附則第七条、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度

以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年一月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第十四条の規定、第十五条の規定(身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。)、第十六条の規定、第十七条の規定(児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。)、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一条から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(昭和六二年政令第三号で昭和六二年四月一日から施行)

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成三年五月二日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条の規定 平成四年四月一日

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成六年一〇月一日）

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法

律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第二編第十二章の改正規定の施行の日＝平成七年四月一日）

附 則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年七月一日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

（平八法一〇五・一部改正）

（母子保健法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正前の母子保健法第十条及び第十二条の規定により行われた保健指導及び健康診査に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項

に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百九十九條から第五百一十一條まで、第五百五十七條、第五百五十八條、第六百六十五條、第六百六十八條、第七十條、第七十二條、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第八十三條、第八十八條、第九十五條、第二百一十一條、第二百一十二條、第二百一十四條、第二百一十九條から第二百二十一條まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十條、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六條第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の

それぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。))に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年一月二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三号で平成一四年三月一日から施行)

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第一九七号で、ただし書に係る部分は、平成一六年八月一日から施行)

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第八条、第四十六条第四項及び第五十九条の五第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三、第一百六条から第一百八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。))及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。))及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。))及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。))及び第二項第二号、第九十六条、第一百条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特

別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第一百一一条及び第一百二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。))並びに第一百四、並びに第一百五第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、百五、百八、百十、百十二、百十三及び百十五の規定 平成十八年十月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十四条(地方自治法別表第一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項及び薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)の項の改正規定に限る。)、第二十二条(児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。)、第三十四条(社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る。)、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。)、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二四法律六七)抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

して、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則第二十一条中国国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第一項及び第八項の改正規定(同条第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。) 公布の日

(検討等)

第二条

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第五十六条(見出しを含む。))の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。))及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。)別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定 公布の日

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

第九条

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三芳町健康づくり推進計画

発行 三芳町

発行年 令和元年(2019年)10月

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話 049-258-0019(代表) / FAX 049-274-1051

